

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年1月19日提出
【計算期間】	第9特定期間（自平成22年4月21日 至 平成22年10月20日）
【ファンド名】	P C A アジア・ソブリン・オープン
【発行者名】	P C A アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 龍 万成
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】	出澤 智恵子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【電話番号】	03-5224-3406
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、日本を除くアジアの政府、政府機関および国際機関の発行する現地通貨建て債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信 / 海外 / 債券に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する商品分類の定義

「追加型投信」... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「債券」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株				
債券	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり
一般		欧州		
公債	年6回			
社債	（隔月）	アジア		
その他債券				
クレジット属性	年12回	オセアニア	ファンド・オブ ファンズ	なし
不動産投信	（毎月）	中南米		
その他資産 （投資信託証券 （債券 公債））	日々	アフリカ		
資産複合	その他	中近東（中東）		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する属性区分の定義

「その他資産（投資信託証券（債券 公債））」... 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、実質的に日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

「年12回（毎月）」... 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

「アジア」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「ファミリーファンド」... 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

「為替ヘッジなし」... 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

* 上記以外の商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は1,500億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの特色

- 日本を除くアジアの現地通貨建てのソブリン債券（国債、政府機関債および国際機関債）を主要投資対象とします。
 - 主として日本を除くアジアの現地通貨建てのソブリン債券に実質的に投資を行い、安定的な利子収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。ただし、ソブリン債券以外の債券およびアジアの現地通貨以外の通貨建ての債券に投資を行う場合があります。

ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、国際機関が発行する債券が含まれる場合もあります。

主要投資対象国および地域（平成22年10月末日現在）
香港、台湾、韓国、マレーシア、シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピン、インド、中国（主要投資対象国等は、今後、変更される場合があります。）
- 原則として、為替ヘッジは行いません。
 - 実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

<為替レートと基準価額の関係（イメージ）>



3. 当社グループのネットワークを最大限活用します。
- ・アジア地域で幅広く業務を行う当社グループのシンガポールの運用会社（PAMS）に、マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部を委託します。
国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

PAMSにおけるアジア債券の運用プロセス

- 債券の相対価値分析を重視しながら、経済情勢や景気サイクルが債券市場に与える影響も考慮し、中長期的な戦略に基づいた運用を行います。



当社グループのアジアにおけるネットワーク

- 当社グループは、アジアにおける13の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開しています。
- マザーファンドの運用を担当するPAMSの債券運用チームは、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行っています。



4. 毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、以下の方針に基づいて分配を行います。
- ・原則として、毎決算時に、主に利子・配当等収益から安定的に分配を行うことを目指します。
 - ・3月、9月の決算時には、利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等から、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して分配を行います。
 - ・分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
5. 「ファミリーファンド方式」により運用を行います。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式を採用し、「PCAアジア・ソブリン・オープン マザーファンド」を通じて、主として日本を除くアジアの現地通貨建てのソブリン債券に投資します。
 - ・「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまはベビーファンド（PCAアジア・ソブリン・オープン）に投資し、ベビーファンドはその資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

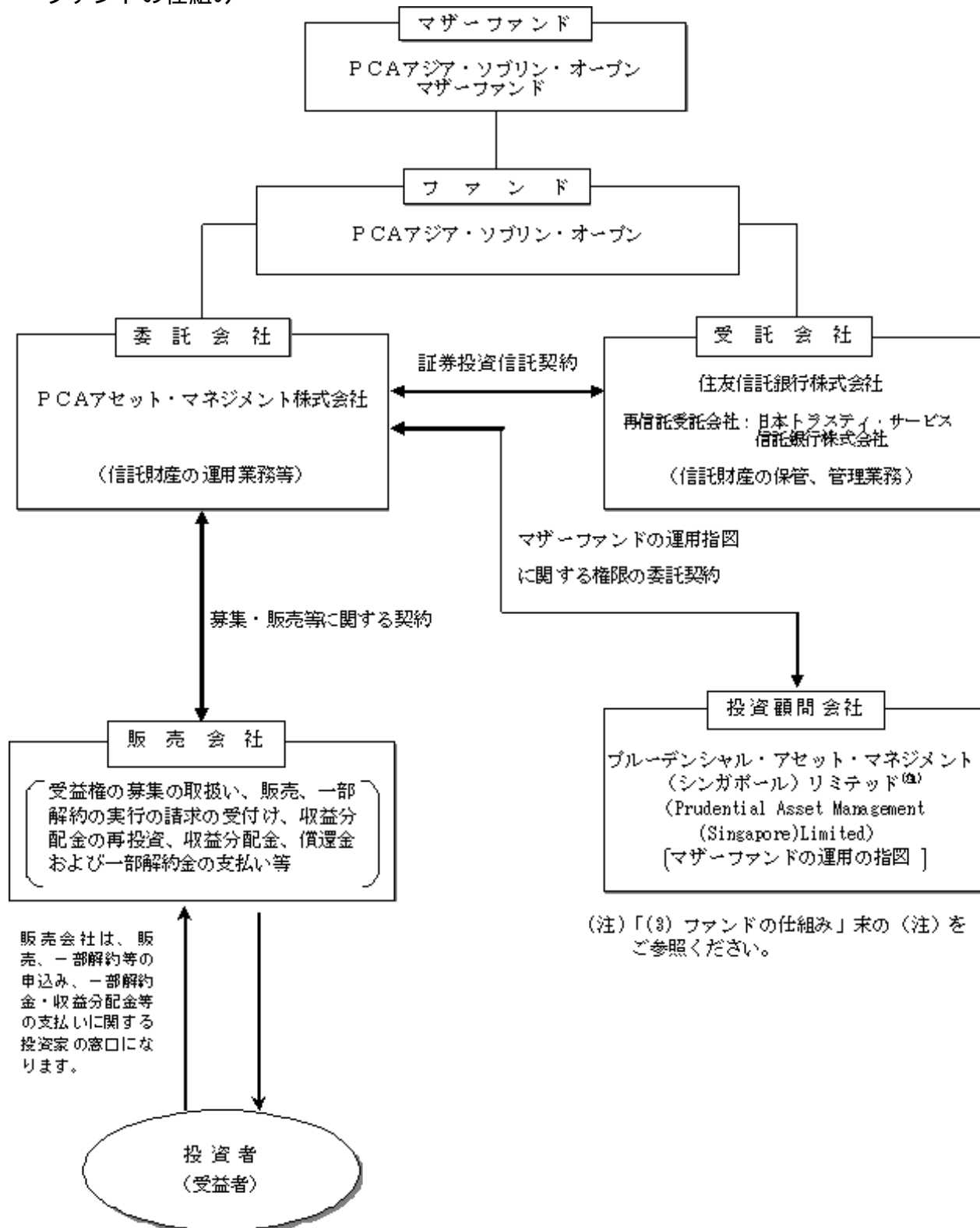


(2) 【ファンドの沿革】

平成18年 4月25日 証券投資信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社等およびファンドの関係法人

- a. 委託会社：P C Aアセット・マネジメント株式会社
当ファンドの委託者として信託財産の運用業務等を行います。
- b. 受託会社：住友信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。
- c. 販売会社：
当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。
- d. 投資顧問会社：ブルーデンシャル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（Prudential Asset Management(Singapore)Limited）（以下「P A M S」といいます。）（注）
委託会社より、マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部につき委託を受けて投資判断・発注等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

- a. 受託会社と締結している契約
証券投資信託契約が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。
- b. 販売会社と締結している契約
投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。
- c. 投資顧問会社と締結している契約
投資一任契約が締結されており、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託にあたっての投資顧問会社の義務、報酬等が定められています。

委託会社の概況

- a. 資本金の額
平成22年10月末日現在 649.5百万円
- b. 委託会社の沿革
- | | |
|----------|--|
| 平成11年12月 | ピーピーエム投信投資顧問株式会社設立 |
| 平成12年 1月 | 投資顧問業の登録 |
| 平成12年 5月 | 投資一任契約にかかる業務の認可を取得 |
| 平成12年 5月 | 証券投資信託委託業の認可を取得 |
| 平成14年 1月 | ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更 |
| 平成19年 9月 | 金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録 |
| 平成22年12月 | P C Aアセット・マネジメント株式会社へ商号変更 |
- c. 大株主の状況（平成22年10月末日現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド（以下「P C H L」といいます。）（注）	英国 ロンドン市 ローレンス・パウトニー ・ヒル EC4R 0HH	23,060株	100%

（注）P A M SおよびP C H Lは、英国で設立されたブルーデンシャル社（以下「最終親会社」）の間接子会社です。最終親会社は160年以上の歴史を有し、イギリス、米国、アジアをはじめとした世界各国で業務を展開しています。資産運用事業はアジアでは10のマーケットに及び、最終親会社の運用資産は2010年6月30日現在約3,090億ポンド（約41兆円、1ポンド＝133.07円）に上ります。最終親会社、P A M SおよびP C H Lは、主に米国で事業を展開しているブルデンシャルファイナンシャル社とはなんら関係がありません。



2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

投資態度

- a．P C A アジア・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジアの政府、政府機関および国際機関の発行する現地通貨建て債券に投資を行い、安定的な利子収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。
- b．実質的に組入れる債券の種類は、原則として、政府、政府機関および国際機関の発行する債券とします。ただし、信託財産の純資産総額の20%を上限として、上記以外の債券に実質的に投資を行う場合があります。
- c．原則として、アジアの現地通貨建て債券に実質的に投資を行います。ただし、信託財産の純資産総額の20%を上限として、上記以外の通貨建ての債券に実質的に投資を行う場合があります。
- d．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができるものとしします。
- e．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金利先渡取引を行うことができるものとしします。
- f．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- g．当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、および信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとしします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ 有価証券
 - ロ デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）
 - ハ 金銭債権（上記イおよび下記二に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - ニ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主としてP C A アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたP C A アジア・ソブリン・オープン マザー

ファンドの受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1. の証券または証書、12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

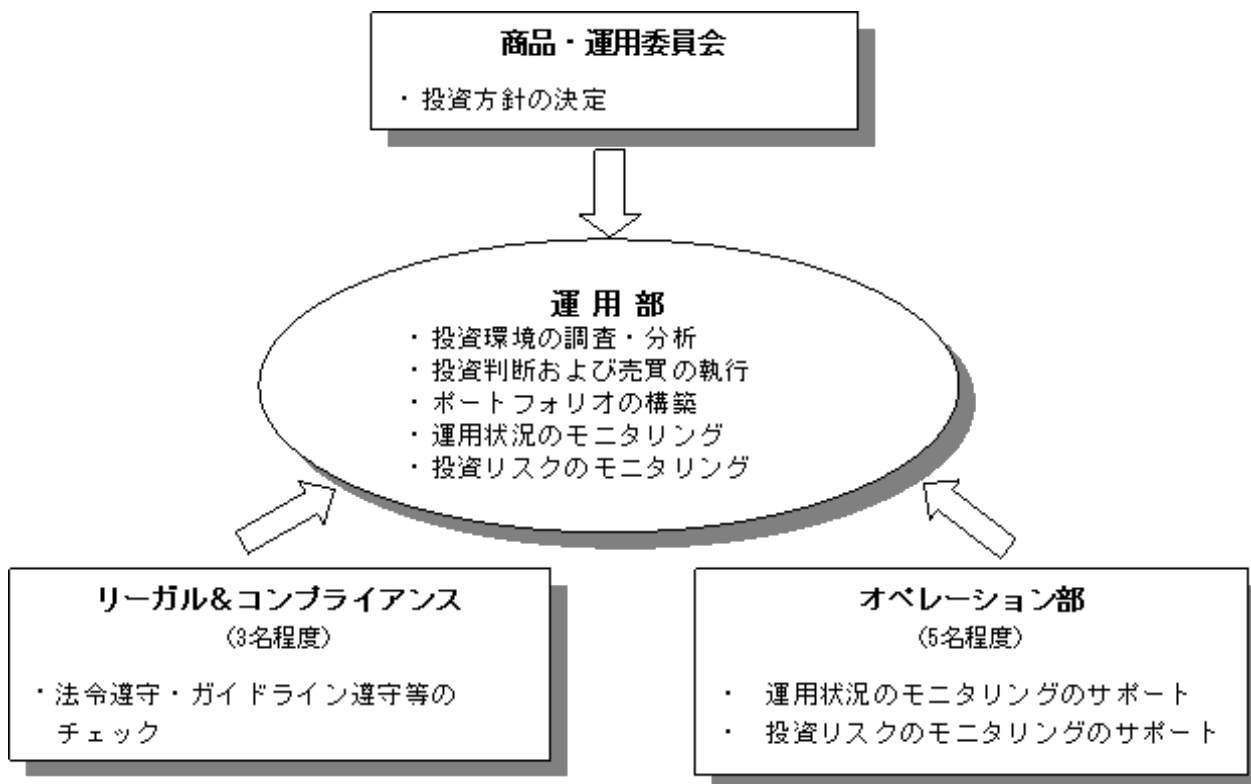
ただし、上記 にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委

託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 1. から4. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 委託会社の運用体制および内部管理体制 >



1. 商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。
2. 運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、商品・運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

< 運用体制に関する社内規則 >

委託会社は、「投資運用業に係る業務運営規程」および「業務委託に関する規程」に則って運用を行います。

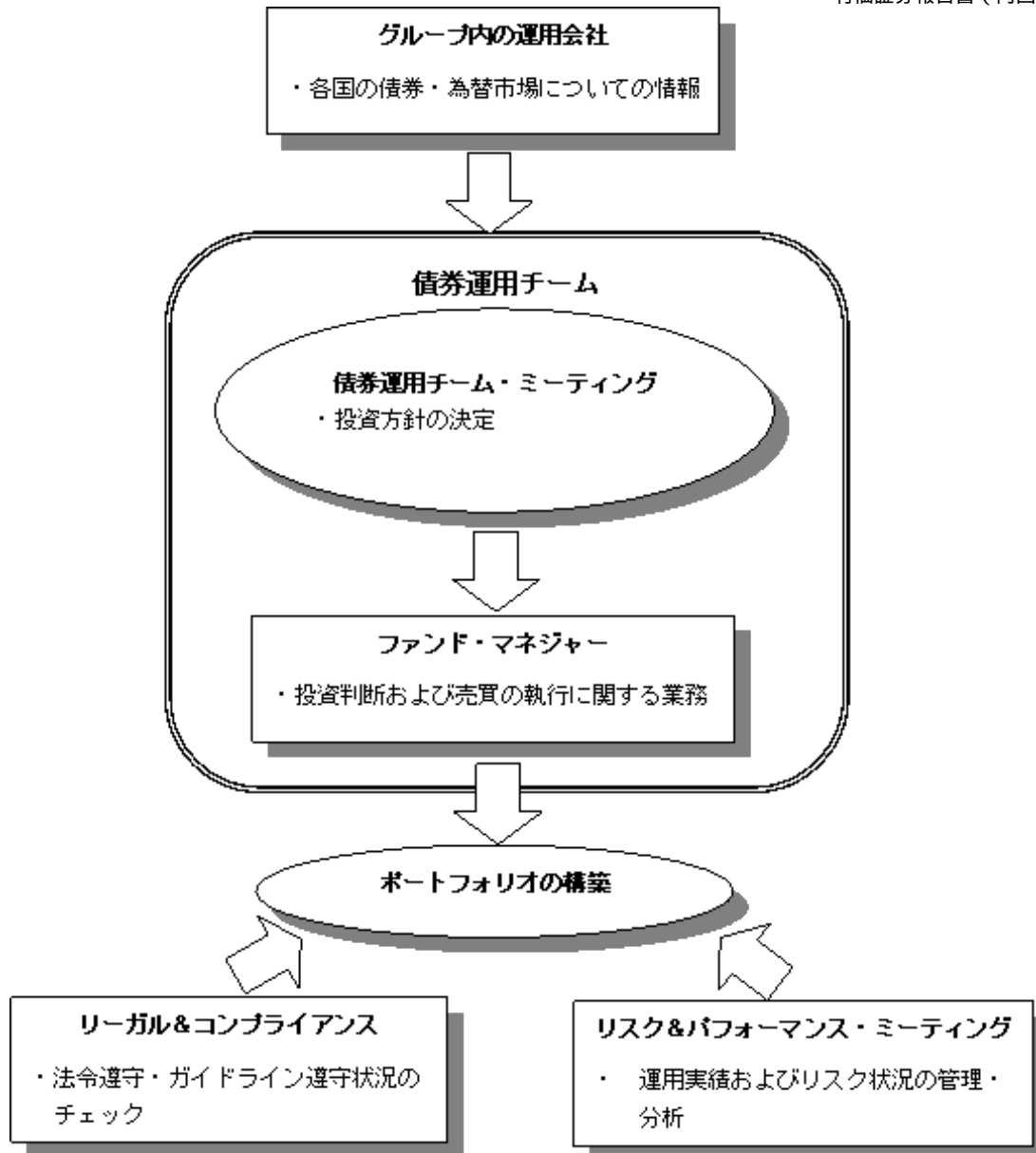
< 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行っています。

投資顧問会社に対しては「業務委託に関する規程」に則り、ガイドラインの遵守状況等のチェックが行われていることの確認を行っています。

委託会社は、投資一任契約に基づき、投資顧問会社に当ファンドのマザーファンドの運用指図に関する権限の一部を委託します。

< 投資顧問会社の運用体制 >



1. 債券運用チームでは、グループ内の各運用会社からの情報を加味して、グローバルの債券市場・為替市場の分析および国別ファンダメンタルズ分析等を行います。
2. 債券運用チーム・ミーティングにおいて、ポートフォリオ構築に関する意思決定を行います。
3. ファンド・マネジャーが最終的な投資判断および売買の執行に関する業務を行い、当ファンドのポートフォリオを構築します。
4. リスク&パフォーマンス・ミーティングが月次で開催され、パフォーマンスおよびリスクについて総合的な分析を行います。

なお、当ファンドの運用体制は平成22年10月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

第3期決算時（平成18年7月20日）以降、原則として、毎決算時に、以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 原則として、毎決算時に、主に利子・配当等収益から安定的に分配を行うことを目指します。また、3月、9月の決算時には、利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等から、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
3. 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「利子・配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし利子・配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし利子・配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
2. 上記1. a. におけるみなし利子・配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる利子・配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
3. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の交付

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

当ファンドの信託約款に定める投資制限

1. 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
2. 株式等への投資制限
 - a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - b. 上記a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
3. 投資する株式等の範囲
 - a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - b. 上記a. の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
4. 同一銘柄の株式等への投資制限
 - a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - b. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - c. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - d. 上記a. からc. までにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および新株予約権証券、当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 投資信託証券への投資制限
 - a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - b. 上記a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
6. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
7. 先物取引等の運用指図・目的・範囲
 - a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができません。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - c. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
8. スワップ取引の運用指図・目的・範囲
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
 - b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 - d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
9. 金利先渡取引の運用指図
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - b. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - c. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 - d. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - e. 金利先渡取引は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

10. 有価証券の貸付けの指図および範囲
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のイ. およびロ. の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - b. 上記イ. およびロ. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - c. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
11. 有価証券の空売りの指図範囲
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記12. の規定により借入れた有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - b. 上記a. の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
12. 有価証券の借入れ
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - b. 上記a. の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
13. 外国為替予約取引の指図
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約の取引を指図することができます。
 - b. 上記a. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額を円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - c. 上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
 - d. 上記a. およびb. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

14. 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合を当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

法令に基づく投資制限

1. デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行うことまたは継続することを受託会社に指図しません。

2. 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

（参考）P C A アジア・ソブリン・オープン マザーファンドの投資方針

(1) 投資方針

基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

運用方法

1．投資対象

日本を除くアジアの政府、政府機関および国際機関の発行する現地通貨建て債券を主要投資対象とします。

2．投資態度

- a．主として、日本を除くアジアの政府、政府機関および国際機関の発行する現地通貨建て債券に投資を行い、安定的な利子収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。
- b．組入れる債券の種類は、原則として、政府、政府機関および国際機関の発行する債券とします。ただし、信託財産の純資産総額の20%を上限として、上記以外の債券に投資を行う場合があります。
- c．原則として、アジアの現地通貨建て債券に投資を行います。ただし、信託財産の純資産総額の20%を上限として、上記以外の通貨建ての債券に投資を行う場合があります。
- d．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- e．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金利先渡取引を行うことができます。
- f．P A M S に運用の指図に関する権限を委託します。
- g．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- h．当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、および信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3．投資制限

- a．外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- b．株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- c．同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- d．同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- e．同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- f．投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券を実質的な主要投資対象としているため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

1. 為替変動リスク

為替相場は、投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。

2. 金利変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて主として債券に投資しますので、金利が上昇した場合は、基準価額の下落要因となります。

3. 信用リスク

有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。特に債券の発行者に債務不履行（元本や利息の支払い不能リスク）やその可能性が生じた場合には、債券の価格は大きく下落する可能性があり、基準価額の下落要因となります。

4. カントリーリスク

一般に、エマージング・カントリーへの投資は先進主要国の市場と比較して、市場規模が小さく流動性の低い市場も含まれるため、債券の値動きが大きくなる傾向があります。また、先進主要国の経済と比較して当該国・地域の経済は脆弱である可能性があるため、インフレ、国際収支、政治・社会不安の悪化等が債券市場や為替市場に及ぼす影響は先進国以上に大きいものになることが予想されます。

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主として日本を除くアジアの債券に投資を行います。そのため、当該国・地域の政治、経済および社会情勢等の変化ならびに法制度等の変更により市場が混乱した場合、または取引に対して新たな規制が設けられた際には、基準価額の下落要因となる可能性があります。

5. 流動性リスク

組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

(2) その他の留意点

1. 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
2. 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流入の動向が、基準価額の変動要因となることがあります。
3. 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行請求の受け付けを中止すること、

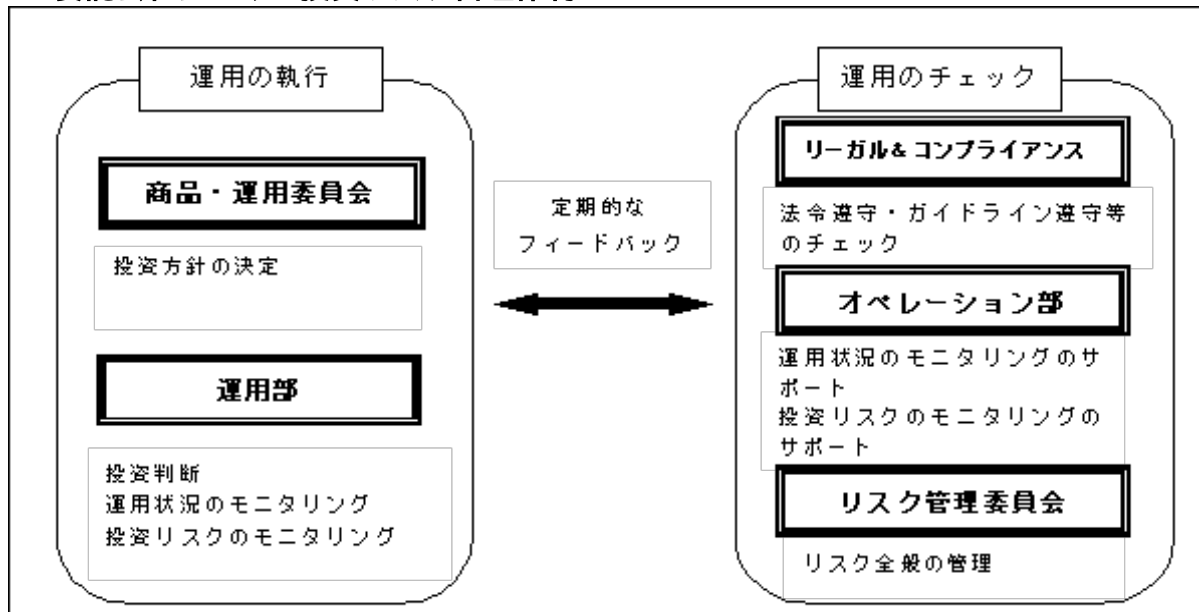
すでに受付けた受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を取消すこと、またはその両方を行うことがあります。

4. 外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。
5. 当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。
6. 法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

(3) 投資リスクに対する管理体制等

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

1. 委託会社における投資リスク管理体制



- ・商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。
- ・運用部は、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認を求められます。また、マザーファンドの運用の委託先である投資顧問会社における投資方針の遵守状況および運用状況の確認ならびに投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、当該委託先に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。
- ・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
- ・リーガル&コンプライアンスは、法令や投資ガイドライン等の遵守状況や利益相反の有無等に関する委託先の定期的な報告を求めるなど所要のモニタリングを行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、リスク管理委員会に報告します。
- ・リスク全般の管理はリスク管理委員会が行います。
- ・重要報告事項については、リスク管理委員会の各委員が、同委員会等に報告し、審議します。

2. 投資顧問会社における投資リスク管理体制

- ・日次でコンプライアンス・チームが、ガイドラインおよび関係法令の遵守状況の確認を行います。
- ・週次で行われるポートフォリオ・ミーティングにおいて、ポートフォリオの性質およびリスクについて報告されます。
- ・リスク&パフォーマンス・ミーティングが月次で開催され、運用実績およびリスク管理状況の分析を行います。
- ・オーバーサイト・ミーティングが四半期ごとに開催され、運用実績およびリスク管理についてレビューを行います。

なお、投資リスクに対する管理体制等は平成22年10月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

申込手数料率は、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

< 照会先 >

P C A アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <http://www.pcaasset.co.jp>

償還乗換え等によるお申込みの場合、申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社にお問合せください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、解約に際しては、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金としてご負担いただきます。

(3) 【信託報酬等】

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年率1.554%（税抜1.48%）を乗じて得た額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の配分は、以下の通りです。

	配分
委託会社	年率 0.7875%（税抜 0.75%）
販売会社	年率 0.7350%（税抜 0.70%）
受託会社	年率 0.0315%（税抜 0.03%）

信託報酬は、毎計算期間の終了時または信託の終了時に信託財産中から支払われます。

委託会社が受取る報酬には、マザーファンドの投資顧問会社であるP A M Sへの投資顧問報酬（信託財産の純資産総額に年率0.25%を上限とする率を乗じて得た額）が含まれます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

委託会社は、上記 に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払った金額を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払った金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取ることもできます。

上記 において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用の上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た額とします。

上記 において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末もしくは信託終了のときまたは委託会社が1年以内で相当と定める期間に属する最終の計算期末に、当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から受取り、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。

上記 に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する諸費用、有価証券の借入れを行った場合の品借料、外国における資産の保管等に要する費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

マザーファンドにおける上記、およびの費用については、間接的に当ファンドの受益者が負担することになります。なお、当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得申込みおよび一部解約については、手数料および信託財産留保金はかかりません。

上記（４）に掲げる「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドにかかる上記（１）から（４）に掲げる「手数料等」の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法の概要は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

１．個人の受益者に対する課税

ａ．収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

なお、配当控除の適用はありません。

ｂ．一部解約金および償還金

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）は、譲渡所得として10%（所得税7%、地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。

源泉徴収選択口座を利用している場合は、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

２．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額について、7%（所得税7%、地方税の徴収はありません。）の税率で源泉徴収が行われます。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は15%（所得税15%、地方税の徴収はありません。）となる予定です。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

個別元本について

１．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

２．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

３．受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、１．当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全

額が普通分配金となり、2 . 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

上記の内容は平成22年10月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には変更になる場合があります。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成22年10月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	15,563,689,695	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	6,285,026	0.04
合計（純資産総額）	-	15,557,404,669	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成22年10月29日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	P C A アジア・ ソブリン・オー プン マザーファ ンド	14,753,710,964	1.0662	15,730,406,630	1.0549	15,563,689,695	100.04

種類別投資比率 (平成22年10月29日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】(平成22年10月29日現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】(平成22年10月29日現在)

該当事項はありません。

参考情報

< P C A アジア・ソブリン・オープン マザーファンド >

(1)投資状況

(平成22年10月29日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	シンガポール	2,579,501,160	15.60
	マレーシア	2,945,487,113	17.81
	フィリピン	2,999,688,746	18.14
	インドネシア	2,796,312,498	16.91
	韓国	2,952,276,644	17.85
	小計	14,273,266,161	86.32
社債券	インド	1,726,074,483	10.44
	小計	1,726,074,483	10.44
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	535,511,335	3.24
合計（純資産総額）	-	16,534,851,979	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

(平成22年10月29日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還日	投資 比率 (%)
インド	社債券	IGB LINKED NOTE	7,100,000	8,089.00	574,319,000	8,186.87	581,268,259	-	2016年 9月15日	3.52
インド	社債券	IGB LINKED NOTE	300,000,000	191.77	575,313,000	186.33	559,001,550	-	2013年 9月10日	3.38
インド	社債券	IGB LINKED NOTE	250,000,000	167.65	419,147,562	167.67	419,177,024	-	2020年 1月 6日	2.54
フィリ ピン	国債 証券	7% PHILIPPINE GOVT	180,729,605	193.23	349,233,087	204.71	369,979,362	7	2016年 1月27日	2.24
シンガ ポール	国債 証券	3.625% SINGAPORE GOVT	4,500,000	6,912.80	311,076,360	6,866.22	308,980,014	3.625	2014年 7月 1日	1.87
韓国	国債 証券	5.75% KOREA TREASURY BOND	3,800,000,000	7.63	290,199,616	8.00	304,263,583	5.75	2018年 9月10日	1.84
フィリ ピン	国債 証券	6.25% PHILIPPINE GOVT	150,339,937	191.87	288,466,444	197.27	296,589,100	6.25	2014年 1月27日	1.79
マレー シア	国債 証券	5.094% MALAYSIAN GOVT	10,000,000	2,764.02	276,402,079	2,754.56	275,456,904	5.094	2014年 4月30日	1.67
シンガ ポール	国債 証券	3.75% SINGAPORE GOVT	3,800,000	7,019.96	266,758,632	7,131.25	270,987,589	3.75	2016年 9月 1日	1.64
シンガ ポール	国債 証券	3.25% SINGAPORE GOVT	3,700,000	6,674.19	246,945,363	6,923.38	256,165,301	3.25	2020年 9月 1日	1.55
マレー シア	国債 証券	4.378% MALAYSIAN GOVT	9,000,000	2,692.65	242,339,039	2,713.58	244,223,054	4.378	2019年11月29日	1.48
シンガ ポール	国債 証券	4% SINGAPORE GOVT	3,200,000	7,161.38	229,164,320	7,352.38	235,276,358	4	2018年 9月 1日	1.42
マレー シア	国債 証券	4.24% MALAYSIAN GOVT	8,710,000	2,667.57	232,345,700	2,684.27	233,800,445	4.24	2018年 2月 7日	1.41
シンガ ポール	国債 証券	3.5% SINGAPORE GOVT 2027	3,300,000	6,513.46	214,944,345	6,854.82	226,209,340	3.5	2027年 3月 1日	1.37
マレー シア	国債 証券	3.702% MALAYSIAN GOVT	8,000,000	2,644.64	211,571,840	2,634.01	210,721,325	3.702	2013年 2月25日	1.27

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還日	投資 比率 (%)
フィリ ピン	国債 証券	8.75% PHILIPPINE GOVT	100,000,000	193.75	193,754,843	209.72	209,723,926	8.75	2030年 5月27日	1.27
マレー シア	国債 証券	5.734% MALAYSIAN GOVT	7,000,000	2,958.82	207,117,555	2,965.49	207,584,619	5.734	2019年 7月30日	1.26
インド ネシア	国債 証券	9% INDONESIA GOVT	21,000,000,000	0.95	200,903,430	0.97	205,041,280	9	2013年 9月15日	1.24
インド ネシア	国債 証券	11% INDONESIA GOVT 2025	18,000,000,000	1.04	188,026,020	1.13	204,984,512	11	2025年 9月15日	1.24
フィリ ピン	国債 証券	9.125% PHILIPPINE GOVT	90,262,380	208.41	188,121,963	226.78	204,701,522	9.125	2016年 9月 4日	1.24
インド ネシア	国債 証券	9.5% INDONESIA GOVT	20,000,000,000	0.95	191,774,310	1.02	204,384,325	9.5	2015年 6月15日	1.24
フィリ ピン	国債 証券	8.75% PHILIPPINE GOVT	95,000,000	204.49	194,274,454	205.44	195,176,812	8.75	2013年 3月 3日	1.18
フィリ ピン	国債 証券	7.875% PHILIPPINE GOVT	90,000,000	192.64	173,383,302	215.41	193,876,111	7.875	2019年 2月19日	1.17
インド ネシア	国債 証券	10.25% INDONESIA GOVT	18,000,000,000	1.01	182,579,670	1.06	192,331,994	10.25	2022年 7月15日	1.16
韓国	国債 証券	3.62% KOREA MONETARY S B	2,600,000,000	7.20	187,264,185	7.27	189,204,819	3.62	2012年 4月 2日	1.14
マレー シア	国債 証券	3.741% MALAYSIAN GOVT	7,000,000	2,627.25	183,908,087	2,626.01	183,820,791	3.741	2015年 2月27日	1.11
シンガ ポール	国債 証券	2.25% SINGAPORE GOVT	2,800,000	6,539.97	183,119,324	6,518.87	182,528,451	2.25	2013年 7月 1日	1.10
フィリ ピン	国債 証券	6.25% PHILIPPINE GOVT	90,000,000	189.58	170,629,505	198.00	178,200,830	6.25	2014年 9月24日	1.08
シンガ ポール	国債 証券	3.125% SINGAPORE GOVT	2,600,000	6,464.24	168,070,448	6,775.11	176,152,942	3.125	2022年 9月 1日	1.07
マレー シア	国債 証券	4.012% MALAYSIAN GOVT	6,300,000	2,653.47	167,168,634	2,646.26	166,714,464	4.012	2017年 9月15日	1.01

種類別投資比率（平成22年10月29日現在）

種類	投資比率 (%)
国債証券	86.32
社債券	10.44
合計	96.76

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額金額の比率をいいます。

投資不動産物件（平成22年10月29日現在）
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(平成22年10月29日現在)

資産の種類	買建 / 売建	通貨	数量 (契約額)	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	米ドル	10,000,000.00	810,526,600	808,800,000	4.89

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率をいいます。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年10月29日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期	(平成18年 5月22日)	5,186	5,186	0.9695	0.9695
第2期	(平成18年 6月20日)	5,529	5,529	0.9807	0.9807
第3期	(平成18年 7月20日)	5,811	5,829	0.9978	1.0008
第4期	(平成18年 8月21日)	6,131	6,149	1.0123	1.0152
第5期	(平成18年 9月20日)	6,384	6,571	1.0192	1.0490
第6期	(平成18年10月20日)	6,779	6,797	1.0381	1.0409
第7期	(平成18年11月20日)	6,946	6,964	1.0518	1.0546
第8期	(平成18年12月20日)	7,152	7,171	1.0715	1.0744
第9期	(平成19年 1月22日)	7,641	7,661	1.1036	1.1065
第10期	(平成19年 2月20日)	8,036	8,057	1.1007	1.1035
第11期	(平成19年 3月20日)	8,090	8,398	1.0443	1.0841
第12期	(平成19年 4月20日)	9,663	9,689	1.0720	1.0748
第13期	(平成19年 5月21日)	9,293	9,317	1.1044	1.1072
第14期	(平成19年 6月20日)	10,284	10,310	1.1012	1.1040
第15期	(平成19年 7月20日)	12,210	12,254	1.0905	1.0944
第16期	(平成19年 8月20日)	11,899	11,946	0.9966	1.0006
第17期	(平成19年 9月20日)	12,308	12,355	1.0287	1.0326
第18期	(平成19年10月22日)	12,761	12,809	1.0245	1.0284
第19期	(平成19年11月20日)	12,305	12,355	0.9847	0.9887
第20期	(平成19年12月20日)	12,037	12,084	1.0187	1.0227
第21期	(平成20年 1月21日)	11,501	11,548	0.9846	0.9886
第22期	(平成20年 2月20日)	11,320	11,365	1.0038	1.0078
第23期	(平成20年 3月21日)	10,058	10,101	0.9209	0.9249
第24期	(平成20年 4月21日)	10,107	10,149	0.9498	0.9538
第25期	(平成20年 5月20日)	9,648	9,690	0.9147	0.9187
第26期	(平成20年 6月20日)	9,339	9,380	0.9079	0.9119
第27期	(平成20年 7月22日)	7,943	7,978	0.9069	0.9109
第28期	(平成20年 8月20日)	7,607	7,639	0.9312	0.9352
第29期	(平成20年 9月22日)	7,036	7,068	0.8870	0.8910
第30期	(平成20年10月20日)	6,039	6,069	0.8038	0.8078
第31期	(平成20年11月20日)	4,751	4,778	0.7145	0.7185
第32期	(平成20年12月22日)	4,521	4,545	0.7480	0.7520
第33期	(平成21年 1月20日)	4,260	4,284	0.7351	0.7391
第34期	(平成21年 2月20日)	3,977	3,999	0.7220	0.7260
第35期	(平成21年 3月23日)	3,835	3,855	0.7566	0.7606
第36期	(平成21年 4月20日)	3,787	3,806	0.7975	0.8015

期	年月日	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第37期	(平成21年 5月20日)	3,828	3,848	0.7914	0.7954
第38期	(平成21年 6月22日)	3,908	3,928	0.7837	0.7877
第39期	(平成21年 7月21日)	3,902	3,922	0.7791	0.7831
第40期	(平成21年 8月20日)	3,994	4,024	0.7771	0.7831
第41期	(平成21年 9月24日)	4,243	4,276	0.7667	0.7727
第42期	(平成21年10月20日)	4,759	4,795	0.7690	0.7749
第43期	(平成21年11月20日)	5,290	5,332	0.7527	0.7586
第44期	(平成21年12月21日)	5,548	5,592	0.7584	0.7644
第45期	(平成22年 1月20日)	7,231	7,286	0.7789	0.7849
第46期	(平成22年 2月22日)	7,623	7,692	0.7691	0.7761
第47期	(平成22年 3月23日)	8,772	8,852	0.7662	0.7732
第48期	(平成22年 4月20日)	15,322	15,457	0.7929	0.7999
第49期	(平成22年 5月20日)	17,872	18,034	0.7694	0.7764
第50期	(平成22年 6月21日)	18,810	18,984	0.7596	0.7666
第51期	(平成22年 7月20日)	19,182	19,368	0.7251	0.7321
第52期	(平成22年 8月20日)	20,148	20,286	0.7302	0.7352
第53期	(平成22年 9月21日)	19,358	19,489	0.7387	0.7437
第54期	(平成22年10月20日)	16,392	16,506	0.7196	0.7246
	平成21年10月末日	5,037	-	0.7664	-
	平成21年11月末日	5,181	-	0.7379	-
	平成21年12月末日	6,201	-	0.7715	-
	平成22年 1月末日	7,297	-	0.7549	-
	平成22年 2月末日	7,565	-	0.7509	-
	平成22年 3月末日	9,308	-	0.7885	-
	平成22年 4月末日	16,836	-	0.8091	-
	平成22年 5月末日	17,881	-	0.7598	-
	平成22年 6月末日	18,826	-	0.7365	-
	平成22年 7月末日	19,469	-	0.7337	-
	平成22年 8月末日	19,693	-	0.7199	-
	平成22年 9月末日	18,899	-	0.7333	-
	平成22年10月末日	15,557	-	0.7118	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	自 平成18年 4月25日 至 平成18年 5月22日	-
第2期	自 平成18年 5月23日 至 平成18年 6月20日	-

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第3期	自 平成18年 6月21日 至 平成18年 7月20日	0.0030
第4期	自 平成18年 7月21日 至 平成18年 8月21日	0.0030
第5期	自 平成18年 8月22日 至 平成18年 9月20日	0.0300
第6期	自 平成18年 9月21日 至 平成18年10月20日	0.0030
第7期	自 平成18年10月21日 至 平成18年11月20日	0.0030
第8期	自 平成18年11月21日 至 平成18年12月20日	0.0030
第9期	自 平成18年12月21日 至 平成19年 1月22日	0.0030
第10期	自 平成19年 1月23日 至 平成19年 2月20日	0.0030
第11期	自 平成19年 2月21日 至 平成19年 3月20日	0.0400
第12期	自 平成19年 3月21日 至 平成19年 4月20日	0.0030
第13期	自 平成19年 4月21日 至 平成19年 5月21日	0.0030
第14期	自 平成19年 5月22日 至 平成19年 6月20日	0.0030
第15期	自 平成19年 6月21日 至 平成19年 7月20日	0.0040
第16期	自 平成19年 7月21日 至 平成19年 8月20日	0.0040
第17期	自 平成19年 8月21日 至 平成19年 9月20日	0.0040
第18期	自 平成19年 9月21日 至 平成19年10月22日	0.0040
第19期	自 平成19年10月23日 至 平成19年11月20日	0.0040
第20期	自 平成19年11月21日 至 平成19年12月20日	0.0040
第21期	自 平成19年12月21日 至 平成20年 1月21日	0.0040
第22期	自 平成20年 1月22日 至 平成20年 2月20日	0.0040

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第23期	自 平成20年 2月21日 至 平成20年 3月21日	0.0040
第24期	自 平成20年 3月22日 至 平成20年 4月21日	0.0040
第25期	自 平成20年 4月22日 至 平成20年 5月20日	0.0040
第26期	自 平成20年 5月21日 至 平成20年 6月20日	0.0040
第27期	自 平成20年 6月21日 至 平成20年 7月22日	0.0040
第28期	自 平成20年 7月23日 至 平成20年 8月20日	0.0040
第29期	自 平成20年 8月21日 至 平成20年 9月22日	0.0040
第30期	自 平成20年 9月23日 至 平成20年10月20日	0.0040
第31期	自 平成20年10月21日 至 平成20年11月20日	0.0040
第32期	自 平成20年11月21日 至 平成20年12月22日	0.0040
第33期	自 平成20年12月23日 至 平成21年 1月20日	0.0040
第34期	自 平成21年 1月21日 至 平成21年 2月20日	0.0040
第35期	自 平成21年 2月21日 至 平成21年 3月23日	0.0040
第36期	自 平成21年 3月24日 至 平成21年 4月20日	0.0040
第37期	自 平成21年 4月21日 至 平成21年 5月20日	0.0040
第38期	自 平成21年 5月21日 至 平成21年 6月22日	0.0040
第39期	自 平成21年 6月23日 至 平成21年 7月21日	0.0040
第40期	自 平成21年 7月22日 至 平成21年 8月20日	0.0060
第41期	自 平成21年 8月21日 至 平成21年 9月24日	0.0060
第42期	自 平成21年 9月25日 至 平成21年10月20日	0.0060

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第43期	自 平成21年10月21日 至 平成21年11月20日	0.0060
第44期	自 平成21年11月21日 至 平成21年12月21日	0.0060
第45期	自 平成21年12月22日 至 平成22年 1月20日	0.0060
第46期	自 平成22年 1月21日 至 平成22年 2月22日	0.0070
第47期	自 平成22年 2月23日 至 平成22年 3月23日	0.0070
第48期	自 平成22年 3月24日 至 平成22年 4月20日	0.0070
第49期	自 平成22年 4月21日 至 平成22年 5月20日	0.0070
第50期	自 平成22年 5月21日 至 平成22年 6月21日	0.0070
第51期	自 平成22年 6月22日 至 平成22年 7月20日	0.0070
第52期	自 平成22年 7月21日 至 平成22年 8月20日	0.0050
第53期	自 平成22年 8月21日 至 平成22年 9月21日	0.0050
第54期	自 平成22年 9月22日 至 平成22年10月20日	0.0050

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 （％）
第1期	自 平成18年 4月25日 至 平成18年 5月22日	3.1
第2期	自 平成18年 5月23日 至 平成18年 6月20日	1.2
第3期	自 平成18年 6月21日 至 平成18年 7月20日	2.0
第4期	自 平成18年 7月21日 至 平成18年 8月21日	1.7
第5期	自 平成18年 8月22日 至 平成18年 9月20日	3.6
第6期	自 平成18年 9月21日 至 平成18年10月20日	2.1

期	計算期間	収益率 (%)
第7期	自 平成18年10月21日 至 平成18年11月20日	1.6
第8期	自 平成18年11月21日 至 平成18年12月20日	2.1
第9期	自 平成18年12月21日 至 平成19年 1月22日	3.3
第10期	自 平成19年 1月23日 至 平成19年 2月20日	0.0
第11期	自 平成19年 2月21日 至 平成19年 3月20日	1.5
第12期	自 平成19年 3月21日 至 平成19年 4月20日	2.9
第13期	自 平成19年 4月21日 至 平成19年 5月21日	3.3
第14期	自 平成19年 5月22日 至 平成19年 6月20日	0.0
第15期	自 平成19年 6月21日 至 平成19年 7月20日	0.6
第16期	自 平成19年 7月21日 至 平成19年 8月20日	8.2
第17期	自 平成19年 8月21日 至 平成19年 9月20日	3.6
第18期	自 平成19年 9月21日 至 平成19年10月22日	0.0
第19期	自 平成19年10月23日 至 平成19年11月20日	3.5
第20期	自 平成19年11月21日 至 平成19年12月20日	3.9
第21期	自 平成19年12月21日 至 平成20年 1月21日	3.0
第22期	自 平成20年 1月22日 至 平成20年 2月20日	2.4
第23期	自 平成20年 2月21日 至 平成20年 3月21日	7.9
第24期	自 平成20年 3月22日 至 平成20年 4月21日	3.6
第25期	自 平成20年 4月22日 至 平成20年 5月20日	3.3
第26期	自 平成20年 5月21日 至 平成20年 6月20日	0.3

期	計算期間	収益率 (%)
第27期	自 平成20年 6月21日 至 平成20年 7月22日	0.3
第28期	自 平成20年 7月23日 至 平成20年 8月20日	3.1
第29期	自 平成20年 8月21日 至 平成20年 9月22日	4.3
第30期	自 平成20年 9月23日 至 平成20年10月20日	8.9
第31期	自 平成20年10月21日 至 平成20年11月20日	10.6
第32期	自 平成20年11月21日 至 平成20年12月22日	5.2
第33期	自 平成20年12月23日 至 平成21年 1月20日	1.2
第34期	自 平成21年 1月21日 至 平成21年 2月20日	1.2
第35期	自 平成21年 2月21日 至 平成21年 3月23日	5.3
第36期	自 平成21年 3月24日 至 平成21年 4月20日	5.9
第37期	自 平成21年 4月21日 至 平成21年 5月20日	0.3
第38期	自 平成21年 5月21日 至 平成21年 6月22日	0.5
第39期	自 平成21年 6月23日 至 平成21年 7月21日	0.1
第40期	自 平成21年 7月22日 至 平成21年 8月20日	0.5
第41期	自 平成21年 8月21日 至 平成21年 9月24日	0.6
第42期	自 平成21年 9月25日 至 平成21年10月20日	1.1
第43期	自 平成21年10月21日 至 平成21年11月20日	1.4
第44期	自 平成21年11月21日 至 平成21年12月21日	1.6
第45期	自 平成21年12月22日 至 平成22年 1月20日	3.5
第46期	自 平成22年 1月21日 至 平成22年 2月22日	0.4

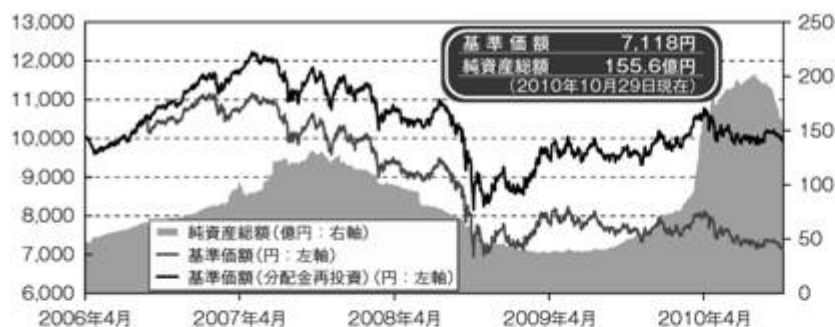
期	計算期間	収益率 (%)
第47期	自 平成22年 2月23日 至 平成22年 3月23日	0.5
第48期	自 平成22年 3月24日 至 平成22年 4月20日	4.4
第49期	自 平成22年 4月21日 至 平成22年 5月20日	2.1
第50期	自 2010年 5月21日 至 2010年 6月21日	0.4
第51期	自 2010年 6月22日 至 2010年 7月20日	3.6
第52期	自 2010年 7月21日 至 2010年 8月20日	1.4
第53期	自 2010年 8月21日 至 2010年 9月21日	1.8
第54期	自 2010年 9月22日 至 2010年10月20日	1.9

(注) 収益率は、計算期間末日の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

参考情報

（平成22年10月29日現在）

■基準価額・純資産の推移 期間：設定日(2006年4月25日)～2010年10月29日



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

※基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後かつ課税前分配金を全額再投資した場合の実績評価額です。

■分配の推移(1万口当たり・課税前)

決算期	分配金
2010年6月(第50期)	70円
2010年7月(第51期)	70円
2010年8月(第52期)	50円
2010年9月(第53期)	50円
2010年10月(第54期)	50円
直近1年間累計	750円
設定来累計	2,930円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

■主要な資産の状況(マザーファンド)

資産別投資比率

組入資産	比率
国債	86.32%
社債(国債連動債)	10.44%
現金・その他	3.24%

※資産別投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する組入資産の評価額の比率です。債券の評価額は経過利子を含まない数値を用いています。

国・地域別投資比率

国・地域名	比率
フィリピン	18.79%
マレーシア	18.43%
韓国	18.42%
インドネシア	17.60%
シンガポール	16.06%
インド	10.69%
合計	100.00%

※国・地域別投資比率における比率は、マザーファンドの組入債券評価額の合計を100%として算出しています。

※インド国債連動債は、インド国債のパフォーマンスに連動する債券(仕組債)です。国・地域別投資比率における国債連動債の国・地域の分類は、連動先の国債に基づいており、国債連動債の発行体の登録国・地域とは異なります。

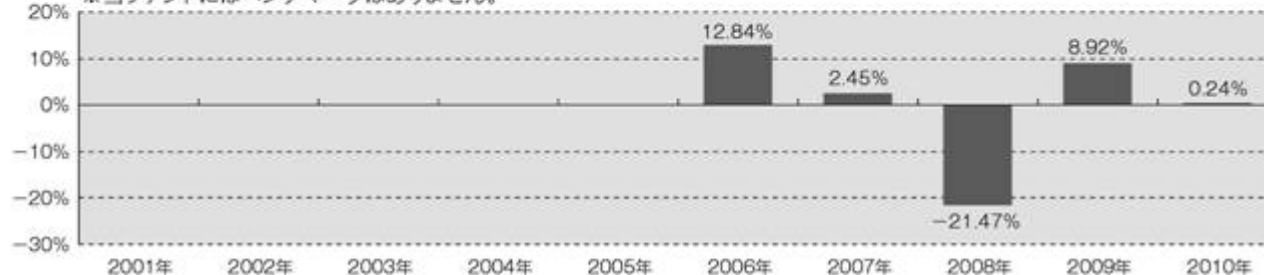
組入上位10銘柄

順位	銘柄	クーポン	償還日	比率
1	インド国債連動債	6.250%	2016/9/15	3.52%
2	インド国債連動債	7.270%	2013/9/10	3.38%
3	インド国債連動債	6.350%	2020/1/6	2.54%
4	フィリピン政府債	7.000%	2016/1/27	2.24%
5	シンガポール政府債	3.625%	2014/7/1	1.87%
6	韓国国債	5.750%	2018/9/10	1.84%
7	フィリピン政府債	6.250%	2014/1/27	1.79%
8	マレーシア政府債	5.094%	2014/4/30	1.67%
9	シンガポール政府債	3.750%	2016/9/1	1.64%
10	シンガポール政府債	3.250%	2020/9/1	1.55%

※組入上位10銘柄における比率は、マザーファンドの純資産総額を100%として算出しています。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、基準価額(分配金再投資)を用いて算出しています。

※2006年は、設定日(2006年4月25日)から2006年12月末までの収益率です。

※2010年は1月から10月29日までの収益率です。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期	自 平成18年 4月25日 至 平成18年 5月22日	5,359,530,000	9,710,000	5,349,820,000
第2期	自 平成18年 5月23日 至 平成18年 6月20日	315,990,000	27,170,000	5,638,640,000
第3期	自 平成18年 6月21日 至 平成18年 7月20日	194,770,000	8,610,000	5,824,800,000
第4期	自 平成18年 7月21日 至 平成18年 8月21日	260,930,000	28,600,000	6,057,130,000
第5期	自 平成18年 8月22日 至 平成18年 9月20日	285,120,000	77,900,000	6,264,350,000
第6期	自 平成18年 9月21日 至 平成18年10月20日	481,550,000	215,470,000	6,530,430,000
第7期	自 平成18年10月21日 至 平成18年11月20日	184,010,000	110,130,000	6,604,310,000
第8期	自 平成18年11月21日 至 平成18年12月20日	195,732,683	124,690,000	6,675,352,683
第9期	自 平成18年12月21日 至 平成19年 1月22日	356,544,903	107,400,000	6,924,497,586
第10期	自 平成19年 1月23日 至 平成19年 2月20日	463,514,582	86,248,760	7,301,763,408
第11期	自 平成19年 2月21日 至 平成19年 3月20日	520,573,296	74,916,421	7,747,420,283
第12期	自 平成19年 3月21日 至 平成19年 4月20日	1,368,338,317	101,200,000	9,014,558,600
第13期	自 平成19年 4月21日 至 平成19年 5月21日	1,688,219,894	2,287,690,000	8,415,088,494
第14期	自 平成19年 5月22日 至 平成19年 6月20日	1,723,352,026	799,319,090	9,339,121,430
第15期	自 平成19年 6月21日 至 平成19年 7月20日	2,234,879,203	376,866,344	11,197,134,289
第16期	自 平成19年 7月21日 至 平成19年 8月20日	1,081,896,502	339,777,146	11,939,253,645
第17期	自 平成19年 8月21日 至 平成19年 9月20日	391,091,030	365,204,275	11,965,140,400
第18期	自 平成19年 9月21日 至 平成19年10月22日	899,612,456	409,062,108	12,455,690,748
第19期	自 平成19年10月23日 至 平成19年11月20日	369,221,786	328,352,537	12,496,559,997

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第20期	自 平成19年11月21日 至 平成19年12月20日	267,465,165	947,315,005	11,816,710,157
第21期	自 平成19年12月21日 至 平成20年 1月21日	104,457,767	240,400,878	11,680,767,046
第22期	自 平成20年 1月22日 至 平成20年 2月20日	211,600,222	615,030,223	11,277,337,045
第23期	自 平成20年 2月21日 至 平成20年 3月21日	224,508,196	579,744,917	10,922,100,324
第24期	自 平成20年 3月22日 至 平成20年 4月21日	201,257,851	481,988,004	10,641,370,171
第25期	自 平成20年 4月22日 至 平成20年 5月20日	155,475,448	248,142,475	10,548,703,144
第26期	自 平成20年 5月21日 至 平成20年 6月20日	91,516,593	353,509,939	10,286,709,798
第27期	自 平成20年 6月21日 至 平成20年 7月22日	91,124,304	1,618,606,992	8,759,227,110
第28期	自 平成20年 7月23日 至 平成20年 8月20日	83,175,073	673,252,843	8,169,149,340
第29期	自 平成20年 8月21日 至 平成20年 9月22日	305,044,649	541,862,333	7,932,331,656
第30期	自 平成20年 9月23日 至 平成20年10月20日	59,152,605	477,885,333	7,513,598,928
第31期	自 平成20年10月21日 至 平成20年11月20日	2,056,676	865,960,166	6,649,695,438
第32期	自 平成20年11月21日 至 平成20年12月22日	7,449,712	612,241,849	6,044,903,301
第33期	自 平成20年12月23日 至 平成21年 1月20日	42,651,972	291,330,000	5,796,225,273
第34期	自 平成21年 1月21日 至 平成21年 2月20日	52,556,136	338,862,722	5,509,918,687
第35期	自 平成21年 2月21日 至 平成21年 3月23日	29,253,319	469,762,539	5,069,409,467
第36期	自 平成21年 3月24日 至 平成21年 4月20日	188,200,050	508,512,496	4,749,097,021
第37期	自 平成21年 4月21日 至 平成21年 5月20日	246,252,739	157,258,758	4,838,091,002
第38期	自 平成21年 5月21日 至 平成21年 6月22日	308,803,695	160,081,120	4,986,813,577
第39期	自 平成21年 6月23日 至 平成21年 7月21日	136,854,250	115,280,000	5,008,387,827

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第40期	自 平成21年 7月22日 至 平成21年 8月20日	312,805,520	181,322,848	5,139,870,499
第41期	自 平成21年 8月21日 至 平成21年 9月24日	483,121,659	87,537,935	5,535,454,223
第42期	自 平成21年 9月25日 至 平成21年10月20日	775,807,933	122,112,242	6,189,149,914
第43期	自 平成21年10月21日 至 平成21年11月20日	1,131,721,440	291,776,196	7,029,095,158
第44期	自 平成21年11月21日 至 平成21年12月21日	593,177,464	306,781,700	7,315,490,922
第45期	自 平成21年12月22日 至 平成22年 1月20日	2,288,610,561	320,256,795	9,283,844,688
第46期	自 平成22年 1月21日 至 平成22年 2月22日	958,978,722	330,947,176	9,911,876,234
第47期	自 平成22年 2月23日 至 平成22年 3月23日	2,019,402,335	481,860,681	11,449,417,888
第48期	自 平成22年 3月24日 至 平成22年 4月20日	9,303,866,702	1,428,844,313	19,324,440,277
第49期	自 平成22年 4月21日 至 平成22年 5月20日	4,955,132,184	1,051,483,864	23,228,088,597
第50期	自 平成22年 5月21日 至 平成22年 6月21日	1,755,769,922	220,824,907	24,763,033,612
第51期	自 平成22年 6月22日 至 平成22年 7月20日	2,625,407,889	933,082,865	26,455,358,636
第52期	自 平成22年 7月21日 至 平成22年 8月20日	1,888,119,846	749,794,567	27,593,683,915
第53期	自 平成22年 8月21日 至 平成22年 9月21日	711,675,755	2,097,554,245	26,207,805,425
第54期	自 平成22年 9月22日 至 平成22年10月20日	293,181,585	3,720,465,821	22,780,521,189

(注) 第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1. 販売会社の毎営業日において、お申込みいただくことができます。ただし、シンガポールの金融商品取引所の休場日またはシンガポールの銀行休業日にあたる場合は、お申込みを受付けないものとします。
お申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とし、これらの受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。
2. 申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。各販売会社の申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

P C A アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <http://www.pcaasset.co.jp>

3. 受益権の販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、申込手数料がかかります。申込手数料は、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。基準価額および申込手数料率は、お申込みの販売会社または上記の照会先までお問合せください。
4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すこと、またはその両方を行うことができます。
5. 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。
「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社により異なりますので、ご注意ください。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口の整数倍で販売会社がそれぞれ定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
受益者が一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。
一部解約の実行の請求は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とし、これらの受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとします。
ただし、一部解約の実行の請求日がシンガポールの金融商品取引所の休場日またはシンガポールの銀行休業日にあたる場合は、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
2. 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金^{*}として控除した価額（解約価額）とします。
^{*} 信託財産留保金とは、一部解約を実行する投資者と償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンドの残高の安定的な推移を図る目的で、一部解約の実行の請求者から徴収する一定の額をいい、信託財産に繰入れられます。
3. 一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求を受付けた日より起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。
4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記1.による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、すでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。
5. 上記4.により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記2.に準じて計算された価額とします。
6. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主な投資対象資産の評価方法 >

マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主な投資対象資産の評価方法の概要

公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価するものとします。

日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）

価格情報会社の提供する価額

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せくだ

さい。

その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「アジソブ」と略称で掲載されております。

<照会先>

P C A アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <http://www.pcaasset.co.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は平成18年4月25日から平成28年4月22日までとします。ただし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。なお、下記「(5) その他 1. 信託の終了」に該当する場合には信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

1. 計算期間は、原則として毎月21日から翌月20日までとします。
2. 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記「(3) 信託期間」の終了日とします。

(5)【その他】

1. 信託の終了
 - a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - b. 委託会社は、上記 a. にかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - c. 上記 b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - d. 上記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは上記 a. の信託契約の解約をしません。
 - e. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - f. 上記 c. から e. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 c. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - g. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - h. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「2. 信託約款の変更」 d. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - i. 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または委託会社もしくは受益者からの請求を受けて裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「2. 信託約款の変更」 a. から e. までの規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させま

す。

2. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記 a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記 b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 a. の信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁からの命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、上記 a. から e. までの規定を準用します。

3. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5. 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は、6ヵ月ごと（毎年4月および10月の決算時）に有価証券報告書を3ヵ月以内に作成し、当局に提出するとともに、委託会社において縦覧に供します。また、6ヵ月ごと（毎年4月および10月の決算時）および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に交付します。

6. 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

7. 関係法人との契約の更改等に関する手続き

- a. 委託会社は、投資一任契約に基づき、投資顧問会社にマザーファンドの運用の指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。）を委託します。ただし、投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、委託会社および投資顧問会社は、30日前までに相手方に事前通知を行うことにより、当該契約を解約することができます。
- b. 販売会社は、委託会社との間の投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約に基づいて、受益権の募集の取扱い等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとします。この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで)から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払われます。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として、信託終了日(信託終了日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払われます。

また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通して委託会社に請求することができます。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づき作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成21年10月21日から平成22年4月20日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けており、当特定期間（平成22年4月21日から平成22年10月20日まで）の財務諸表については、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

P C A アジア・ソブリン・オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間 (平成22年4月20日現在)	当特定期間 (平成22年10月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	182,955,829	30,287,749
親投資信託受益証券	15,457,357,012	16,506,358,256
未収入金	-	553,562,330
未収利息	250	41
流動資産合計	15,640,313,091	17,090,208,376
資産合計		
	15,640,313,091	17,090,208,376
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	135,271,081	113,902,605
未払解約金	167,554,000	558,841,052
未払受託者報酬	269,658	457,819
未払委託者報酬	13,033,421	22,127,808
その他未払費用	2,098,750	2,449,650
流動負債合計	318,226,910	697,778,934
負債合計		
	318,226,910	697,778,934
純資産の部		
元本等		
元本	19,324,440,277	22,780,521,189
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	4,002,354,096	6,388,091,747
(分配準備積立金)	99,613,705	83,434,978
元本等合計	15,322,086,181	16,392,429,442
純資産合計		
	15,322,086,181	16,392,429,442
負債純資産合計		
	15,640,313,091	17,090,208,376

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	前特定期間 自 平成21年10月21日 至 平成22年 4 月20日	当特定期間 自 平成22年 4 月21日 至 平成22年10月20日
営業収益		
受取利息	13,249	20,603
有価証券売買等損益	700,966,603	734,068,798
営業収益合計	700,979,852	734,048,195
営業費用		
受託者報酬	1,128,334	2,942,270
委託者報酬	54,536,425	142,209,542
その他費用	2,114,579	2,449,650
営業費用合計	57,779,338	147,601,462
営業利益又は営業損失()	643,200,514	881,649,657
経常利益又は経常損失()	643,200,514	881,649,657
当期純利益又は当期純損失()	643,200,514	881,649,657
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	32,871,600	42,032,673
期首剰余金又は期首欠損金()	1,429,841,621	4,002,354,096
剰余金増加額又は欠損金減少額	734,355,326	2,252,747,514
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	734,355,326	2,252,747,514
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,490,865,178	2,894,832,765
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,490,865,178	2,894,832,765
分配金	426,331,537	904,035,416
期末剰余金又は期末欠損金()	4,002,354,096	6,388,091,747

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

前特定期間 自 平成21年10月21日 至 平成22年 4月20日	当特定期間 自 平成22年 4月21日 至 平成22年10月20日
有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	有価証券の評価基準及び評価方法 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前特定期間 (平成22年4月20日現在)	当特定期間 (平成22年10月20日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	6,189,149,914 円	19,324,440,277 円
期中追加設定元本額	16,295,757,224 円	12,229,287,181 円
期中一部解約元本額	3,160,466,861 円	8,773,206,269 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	19,324,440,277 口	22,780,521,189 口
3. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	元本の欠損 4,002,354,096 円	元本の欠損 6,388,091,747 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

<p style="text-align: center;">前特定期間</p> <p style="text-align: center;">自 平成21年10月21日 至 平成22年 4月20日</p>	<p style="text-align: center;">当特定期間</p> <p style="text-align: center;">自 平成22年 4月21日 至 平成22年10月20日</p>
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>平成21年10月21日から平成21年11月20日までの計算期間</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(11,725,201円)、信託約款に規定する収益調整金(355,633,986円)および分配準備積立金(125,908,452円)より分配対象収益は493,267,639円(1万口当たり701円)であり、うち42,174,570円(1万口当たり60円)より外国所得税(71,295円)を控除後の(42,103,275円)を分配金額としております。</p> <p>平成21年11月21日から平成21年12月21日までの計算期間</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(18,252,784円)、信託約款に規定する収益調整金(349,469,435円)および分配準備積立金(121,224,128円)より分配対象収益は488,946,347円(1万口当たり668円)であり、うち43,892,945円(1万口当たり60円)より外国所得税(167,890円)を控除後の(43,725,055円)を分配金額としております。</p> <p>平成21年12月22日から平成22年1月20日までの計算期間</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(19,289,637円)、信託約款に規定する収益調整金(450,157,333円)および分配準備積立金(117,104,902円)より分配対象収益は586,551,872円(1万口当たり631円)であり、うち55,703,068円(1万口当たり60円)を分配金額としております。</p> <p>平成22年1月21日から平成22年2月22日までの計算期間</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(16,800,832円)、信託約款に規定する収益調整金(454,461,236円)および分配準備積立金(113,922,014円)より分配対象収益は585,184,082円(1万口当たり590円)であり、うち69,383,133円(1万口当たり70円)を分配金額としております。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>平成22年4月21日から平成22年5月20日までの計算期間</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(30,665,028円)、信託約款に規定する収益調整金(892,534,802円)及び分配準備積立金(95,986,826円)より分配対象収益は1,019,186,656円(1万口当たり438円)であり、うち162,596,620円(1万口当たり70円)を分配金額としております。</p> <p>平成22年5月21日から平成22年6月21日までの計算期間</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(38,079,670円)、信託約款に規定する収益調整金(819,638,521円)及び分配準備積立金(95,577,404円)より分配対象収益は953,295,595円(1万口当たり384円)であり、うち173,341,235円(1万口当たり70円)を分配金額としております。</p> <p>平成22年6月22日から平成22年7月20日までの計算期間</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(35,153,220円)、信託約款に規定する収益調整金(743,240,284円)及び分配準備積立金(94,097,241円)より分配対象収益は872,490,745円(1万口当たり329円)であり、うち185,187,510円(1万口当たり70円)を分配金額としております。</p> <p>平成22年7月21日から平成22年8月20日までの計算期間</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(62,582,240円)、信託約款に規定する収益調整金(627,008,613円)及び分配準備積立金(92,310,829円)より分配対象収益は781,901,682円(1万口当たり283円)であり、うち137,968,419円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p>

<p style="text-align: center;">前特定期間 自 平成21年10月21日 至 平成22年 4月20日</p>	<p style="text-align: center;">当特定期間 自 平成22年 4月21日 至 平成22年10月20日</p>
<p>平成22年2月23日から平成22年3月23日までの計算期間 計算期間末における費用控除後の配当等収益(22,756,320円)、信託約款に規定する収益調整金(488,977,311円)および分配準備積立金(109,714,017円)より分配対象収益は621,447,648円(1万口当たり542円)であり、うち80,145,925円(1万口当たり70円)を分配金額としております。</p> <p>平成22年3月24日から平成22年4月20日までの計算期間 計算期間末における費用控除後の配当等収益(31,658,113円)、信託約款に規定する収益調整金(821,946,357円)および分配準備積立金(99,609,025円)より分配対象収益は953,213,495円(1万口当たり493円)であり、うち135,271,081円(1万口当たり70円)を分配金額としております。</p>	<p>平成22年8月21日から平成22年9月21日までの計算期間 計算期間末における費用控除後の配当等収益(85,338,238円)、信託約款に規定する収益調整金(527,073,585円)及び分配準備積立金(89,052,966円)より分配対象収益は701,464,789円(1万口当たり267円)であり、うち131,039,027円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>平成22年9月22日から平成22年10月20日までの計算期間 計算期間末における費用控除後の配当等収益(35,033,851円)、信託約款に規定する収益調整金(419,600,481円)及び分配準備積立金(83,414,788円)より分配対象収益は538,049,120円(1万口当たり236円)であり、うち113,902,605円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p>
<p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 純資産総額に応じて0.25%から0.10%相当額</p>	<p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

<p style="text-align: center;">前特定期間 自 平成21年10月21日 至 平成22年 4月20日</p>	<p style="text-align: center;">当特定期間 自 平成22年 4月21日 至 平成22年10月20日</p>
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p>
<p>2. 金融商品の内容およびそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」に記載してあります。 これらは、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p>	<p>2. 金融商品の内容およびそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載してあります。 これらは、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である商品・運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

金融商品の時価等に関する事項

前特定期間 自 平成21年10月21日 至 平成22年 4月20日	当特定期間 自 平成22年 4月21日 至 平成22年10月20日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前特定期間 （平成22年 4月20日現在）	当特定期間 （平成22年10月20日現在）
	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	396,815,553	306,533,385
合計	396,815,553	306,533,385

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	前特定期間 (平成22年4月20日現在)	当特定期間 (平成22年10月20日現在)
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.7929円 (7,929円)	0.7196円 (7,196円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成22年10月20日現在)

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額(円)	備 考
親投資信託 受益証券	P C A アジア・ソブリン・ オープン マザーファンド	15,481,484,015	16,506,358,256	-
合 計	-	15,481,484,015	16,506,358,256	-

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは、「P C A アジア・ソブリン・オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「P C A アジア・ソブリン・オープン マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	(平成22年4月20日現在)	(平成22年10月20日現在)
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		1,148,983,229	480,788,649
金銭信託		811,951	44,387
コール・ローン		1,467,044,110	473,599,461
国債証券		14,916,942,625	15,219,365,080
社債券		-	1,743,433,551
派生商品評価勘定		2,842,148	193,500
未収利息		83,980,642	131,309,847
前払費用		40,077,438	14,097,400
流動資産合計		17,660,682,143	18,062,831,875
資産合計		17,660,682,143	18,062,831,875
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		4,659	314,400
未払金		947,936,378	-
未払解約金		-	553,562,330
流動負債合計		947,941,037	553,876,730
負債合計		947,941,037	553,876,730
純資産の部			
元本等			
元本	1, 2	15,032,849,579	16,421,564,274
剰余金			
剰余金又は欠損金()		1,679,891,527	1,087,390,871
剰余金合計		1,679,891,527	1,087,390,871
元本等合計		16,712,741,106	17,508,955,145
純資産合計		16,712,741,106	17,508,955,145
負債・純資産合計		17,660,682,143	18,062,831,875

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自 平成21年10月21日 至 平成22年 4月20日	自 平成22年 4月21日 至 平成22年10月20日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 国債証券につきましては、個別法に基づき、以下の通り原則として時価評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段（外国証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段）で評価しております。計算期間の末日に当該金融商品取引所の最終相場等がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会の店頭売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 国債証券及び社債券につきましては、個別法に基づき、以下の通り原則として時価評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
<p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法 同左</p>

自 平成21年10月21日 至 平成22年 4月20日	自 平成22年 4月21日 至 平成22年10月20日
<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。</p>	<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>外貨建取引等の処理基準 同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(平成22年4月20日現在)	(平成22年10月20日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	6,242,890,048 円	15,032,849,579 円
期中追加設定元本額	9,504,593,979 円	5,728,941,887 円
期中一部解約元本額	714,634,448 円	4,340,227,192 円
元本の内訳		
P C A アジア・ソブリン・オープン	13,904,252,058 円	15,481,484,015 円
P C A アジア・ソブリン・ファンド(適格機関投資家専用)	1,128,597,521 円	940,080,259 円
合 計	15,032,849,579 円	16,421,564,274 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	15,032,849,579 □	16,421,564,274 □

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

自 平成21年10月21日 至 平成22年 4月20日	自 平成22年 4月21日 至 平成22年10月20日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。</p> <p>また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p>

自 平成21年10月21日 至 平成22年 4月20日	自 平成22年 4月21日 至 平成22年10月20日
<p>2. 金融商品の内容およびそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、デリバティブ取引、コールローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載してあります。 これらは、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用してあります。</p>	<p>2. 金融商品の内容およびそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、デリバティブ取引、コールローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載してあります。 これらは、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用してあります。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である商品・運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

金融商品の時価等に関する事項

自 平成21年10月21日 至 平成22年 4月20日	自 平成22年 4月21日 至 平成22年10月20日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 国債証券及び社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「（デリバティブ取引等に関する注記）取引の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成22年4月20日現在）	（平成22年10月20日現在）
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	169,784,240	677,317,691
社債券	-	4,348,264
合計	169,784,240	672,969,427

（注）上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成21年10月21日から平成22年4月20日までおよび平成22年4月21日から平成22年10月20日まで）に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成22年4月20日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)	
			うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	米ドル	353,746,525	-	353,708,331	38,194
		買建	米ドル	877,920,000	-	879,795,000
		香港ドル	23,783,803	-	23,779,144	4,659
		シンガポールドル	45,326,252	-	45,427,500	101,248
		マレーシアリングット	79,248,599	-	79,392,500	143,901
		タイバーツ	14,459,512	-	14,485,599	26,087
		フィリピンペソ	42,233,446	-	42,367,323	133,877
		インドネシアルピア	67,928,583	-	68,274,314	345,731
		韓国ウォン	51,388,250	-	51,525,760	137,510
		新台湾ドル	29,378,080	-	29,418,680	40,600
	合計		1,585,413,050	-	1,588,174,151	2,837,489

(平成22年10月20日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)	
			うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	米ドル	895,389,100	-	895,510,000	120,900
		合計	895,389,100	-	895,510,000	120,900

(注)時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下、「当該日」という。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(平成22年4月20日現在)	(平成22年10月20日現在)
1口当たりの純資産額	1.1117円	1.0662円
(1万口当たりの純資産額)	(11,117円)	(10,662円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成22年10月20日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
シンガ ポール ドル	国債 証券	1.375% SINGAPORE GOVT	2,000,000.00	2,048,026.40	
		1.625% SINGAPORE GOVT	2,200,000.00	2,262,258.24	
		2.25% SINGAPORE GOVT	2,800,000.00	2,934,750.56	
		2.375% SINGAPORE GOVT	1,800,000.00	1,926,524.52	
		2.5% SINGAPORE GOVT 2012	1,300,000.00	1,353,429.35	
		2.5% SINGAPORE GOVT 2019	1,600,000.00	1,700,450.24	
		2.875% SINGAPORE GOVT 2015	2,000,000.00	2,166,729.00	
		2.875% SINGAPORE GOVT 2030	1,600,000.00	1,605,332.00	
		3% SINGAPORE GOVT	2,000,000.00	2,139,394.00	
		3.125% SINGAPORE GOVT	2,600,000.00	2,837,305.12	
		3.25% SINGAPORE GOVT	4,000,000.00	4,450,476.00	
		3.5% SINGAPORE GOVT 2027	3,300,000.00	3,664,037.85	
		3.625% SINGAPORE GOVT	4,500,000.00	4,972,972.05	
		3.75% SINGAPORE GOVT	4,400,000.00	5,060,426.80	
		4% SINGAPORE GOVT	3,500,000.00	4,150,032.60	
小計			39,600,000.00	43,272,144.73 (2,684,603,859)	
マレー シアリ ンギッ ト		2.509% MALAYSIAN GOVT	6,000,000.00	5,945,175.00	
		3.21% MALAYSIAN GOVT	8,000,000.00	8,015,400.80	
		3.288% MALAYSIA INVEST	1,500,000.00	1,504,213.95	
		3.461% MALAYSIAN GOVT	4,500,000.00	4,540,992.75	
		3.473% MALAYSIA INVEST	4,000,000.00	4,029,759.60	
		3.702% MALAYSIAN GOVT	8,000,000.00	8,115,799.20	
		3.718% MALAYSIAN GOVT	4,800,000.00	4,857,065.76	
		3.741% MALAYSIAN GOVT	7,000,000.00	7,110,760.30	
		3.814% MALAYSIAN GOVT	5,700,000.00	5,792,501.88	
		3.835% MALAYSIAN GOVT	6,000,000.00	6,158,534.40	
		3.902% MALAYSIA INVEST	5,000,000.00	5,125,104.50	
		4.012% MALAYSIAN GOVT	6,300,000.00	6,467,843.34	
		4.24% MALAYSIAN GOVT	8,710,000.00	9,071,931.85	
		4.262% MALAYSIAN GOVT	2,800,000.00	2,923,514.16	
		4.284% MALAYSIA INVEST	3,000,000.00	3,115,963.50	
		4.378% MALAYSIAN GOVT	9,000,000.00	9,479,072.70	
		4.492% MALAYSIA INVEST	1,000,000.00	1,054,481.60	
4.498% MALAYSIAN GOVT	3,000,000.00	3,184,936.80			
4.709% MALAYSIAN GOVT	1,000,000.00	1,081,109.60			
4.72% MALAYSIAN GOVT	1,500,000.00	1,597,374.15			
5.094% MALAYSIAN GOVT	10,000,000.00	10,639,283.00			
5.248% MALAYSIAN GOVT	1,000,000.00	1,148,908.50			
5.734% MALAYSIAN GOVT	7,000,000.00	8,056,027.70			
小計			114,810,000.00	119,015,755.04 (3,097,980,103)	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
フィリ ピンペ ソ		5.25% PHILIPPINE GOVT	125,000,000.00	127,476,250.00	
		5.75% PHILIPPINE GOVT	60,000,000.00	61,064,640.00	
		5.875% PHILIPPINE GOVT 2015	30,000,000.00	31,622,700.00	
		5.875% PHILIPPINE GOVT 2018	20,000,000.00	20,943,660.00	
		6.25% PHILIPPINE GOVT 2014/09	90,000,000.00	95,710,986.00	
		6.25% PHILIPPINE GOVT 2014/01	150,339,937.00	159,689,728.02	
		6.375% PHILIPPINE GOVT	70,000,000.00	74,127,109.00	
		6.5% PHILIPPINE GOVT	40,000,000.00	42,520,284.00	
		6.625% PHILIPPINE GOVT 2013	44,500,000.00	46,684,447.15	
		6.625% PHILIPPINE GOVT 2017	28,500,000.00	31,358,265.00	
		7% PHILIPPINE GOVT 2016/01	180,729,605.00	200,843,689.51	
		7% PHILIPPINE GOVT 2016/09	50,000,000.00	56,032,490.00	
		7% PHILIPPINE GOVT 2017	30,000,000.00	33,853,689.00	
		7.25% PHILIPPINE GOVT	20,000,000.00	22,590,600.00	
		7.75% PHILIPPINE GOVT 2017	40,000,000.00	46,031,404.00	
		7.75% PHILIPPINE GOVT 2020	70,000,000.00	80,601,150.00	
		7.875% PHILIPPINE GOVT	90,000,000.00	104,977,998.00	
		8% PHILIPPINE GOVT	20,000,000.00	20,324,600.00	
		8.75% PHILIPPINE GOVT 2013	95,000,000.00	104,087,272.50	
		8.75% PHILIPPINE GOVT 2030	100,000,000.00	113,282,070.00	
	9.125% PHILIPPINE GOVT	125,262,380.00	153,670,998.42		
	9.25% PHILIPPINE GOVT	18,000,000.00	20,735,838.00		
	9.375% PHILIPPINE GOVT	20,000,000.00	23,679,690.00		
	9.5% PHILIPPINE GOVT	20,000,000.00	24,196,052.00		
	10.25% PHILIPPINE GOVT	31,000,000.00	41,384,993.80		
小計			1,568,331,922.00	1,737,490,604.40 (3,249,107,430)	
インド ネシア ルピア		7.95% INDONESIA RETAIL	5,000,000,000.00	5,218,608,500.00	
		8.25% INDONESIA GOVT	995,000,000.00	1,075,208,840.50	
		8.7% PERUSAHAAN PENER	6,000,000,000.00	6,206,325,600.00	
		9% INDONESIA GOVT 2013	21,000,000,000.00	22,604,110,200.00	
		9% INDONESIA GOVT 2018	4,000,000,000.00	4,503,378,800.00	
		9.25% PERUSAHAAN PENER	2,000,000,000.00	2,247,695,000.00	
		9.5% INDONESIA GOVT 2015	20,000,000,000.00	22,584,232,000.00	
		9.5% INDONESIA GOVT 2023	12,000,000,000.00	14,019,115,200.00	
		9.75% INDONESIA GOVT	4,000,000,000.00	4,661,843,600.00	
		10% INDONESIA GOVT 2017	15,000,000,000.00	17,660,383,500.00	
		10% INDONESIA GOVT 2024	13,500,000,000.00	16,395,836,400.00	
		10% INDONESIA GOVT 2028	14,000,000,000.00	16,804,860,800.00	
		10.25% INDONESIA GOVT 2022	18,000,000,000.00	22,069,276,200.00	
		10.25% INDONESIA GOVT 2027	12,000,000,000.00	14,640,028,800.00	
		10.5% INDONESIA GOVT 2030	14,885,000,000.00	18,638,736,512.50	
		10.5% INDONESIA GOVT 2038	10,500,000,000.00	13,155,778,650.00	
		10.75% INDONESIA GOVT	10,000,000,000.00	11,939,898,000.00	
		11% INDONESIA GOVT 2012	7,100,000,000.00	7,716,858,650.00	
		11% INDONESIA GOVT 2014	15,000,000,000.00	17,230,498,500.00	
		11% INDONESIA GOVT 2020	13,000,000,000.00	16,663,506,600.00	
	11% INDONESIA GOVT 2025	19,000,000,000.00	24,467,481,800.00		
	11.5% INDONESIA GOVT	8,000,000,000.00	10,341,852,000.00		
	11.75% INDONESIA GOVT	4,000,000,000.00	5,413,590,400.00		

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		12% SUKUK NEGARA INDONESIA	4,000,000,000.00	4,205,196,000.00	
		12.5% INDONESIA GOVT	8,000,000,000.00	9,120,437,600.00	
		12.8% INDONESIA GOVT	12,000,000,000.00	17,004,198,000.00	
		13.15% INDONESIA RECAP	7,000,000,000.00	7,613,929,400.00	
小計			279,980,000,000.00	334,202,865,553.00 (3,074,666,363)	
韓国ウォン		3.62% KOREA MONETARY S B	2,600,000,000.00	2,629,280,755.40	
		3.68% KOREA MONETARY S B	2,000,000,000.00	2,030,953,764.00	
		3.75% KOREA TREASURY	300,000,000.00	309,139,842.60	
		4.12% KOREA MONETARY	1,800,000,000.00	1,843,650,496.80	
		4.18% KOREA MONETARY	1,800,000,000.00	1,836,768,731.40	
		4.25% KOREA TREASURY 2014	2,100,000,000.00	2,157,480,301.20	
		4.25% KOREA TREASURY 2012	1,700,000,000.00	1,769,335,535.30	
		4.5% KOREA TREASURY	2,000,000,000.00	2,081,578,814.00	
		4.64% KOREA MONETARY STA	800,000,000.00	824,419,760.80	
		4.75% KOREA TREASURY 2013	650,000,000.00	679,204,795.75	
		4.75% KOREA TREASURY 2011	1,300,000,000.00	1,350,199,901.70	
		4.75% KOREA TREASURY 2012	1,100,000,000.00	1,133,264,025.30	
		4.75% KOREA TREASURY 2014	2,000,000,000.00	2,093,000,732.00	
		5% KOREA TREASURY 2016	2,000,000,000.00	2,144,727,976.00	
		5% KOREA TREASURY 2014	2,100,000,000.00	2,220,550,323.60	
		5% KOREA TREASURY 2020	500,000,000.00	544,020,183.50	
		5.25% KOREA TREASURY 2014	600,000,000.00	636,917,196.60	
		5.25% KOREA TREASURY 2012	1,500,000,000.00	1,568,669,053.50	
		5.25% KOREA TREASURY 2013	1,250,000,000.00	1,317,524,891.25	
		5.25% KOREA TREASURY 2015	2,000,000,000.00	2,156,465,004.00	
		5.5% KOREA TREASURY 2017	1,770,000,000.00	1,950,243,482.52	
		5.5% KOREA TREASURY 2028	900,000,000.00	1,036,127,592.00	
		5.5% KOREA TREASURY 2029	2,000,000,000.00	2,333,758,320.00	
		5.75% KOREA TREASURY 2013	1,500,000,000.00	1,612,826,809.50	
		5.75% KOREA TREASURY 2026	700,000,000.00	817,373,725.70	
		5.75% KOREA TREASURY 2018	3,800,000,000.00	4,279,165,970.40	
小計			40,770,000,000.00	43,356,647,984.82 (3,113,007,325)	
国債証券合計				15,219,365,080 (15,219,365,080)	
米ドル	社債券	6.25% IGB LINKED NOTE	7,100,000.00	7,269,690.00	
小計			7,100,000.00	7,269,690.00 (591,898,159)	
インドルピー		5.3975% IGB LINKED NOTE	100,000,000.00	90,298,000.00	
		6.1795% IGB LINKED NOTE	300,000,000.00	301,563,000.00	
		6.35% IGB LINKED NOTE	250,000,000.00	227,244,049.75	
小計			650,000,000.00	619,105,049.75 (1,151,535,392)	
社債券合計				1,743,433,551 (1,743,433,551)	
合計				16,962,798,631 (16,962,798,631)	

有価証券明細表注記

- (注) 1. 小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	社債券 1銘柄	100.0%	3.5%
シンガポールドル	国債証券 15銘柄	100.0%	15.8%
マレーシアリングgit	国債証券 23銘柄	100.0%	18.3%
フィリピンペソ	国債証券 25銘柄	100.0%	19.2%
インドネシアルピア	国債証券 27銘柄	100.0%	18.1%
韓国ウォン	国債証券 26銘柄	100.0%	18.4%
インドルピー	社債券 3銘柄	100.0%	6.8%

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

- (2) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)の取引の時価等に関する事項に記載されております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成22年10月29日現在)

資産総額	15,860,762,908円
負債総額	303,358,239円
純資産総額(-)	15,557,404,669円
発行済口数	21,857,567,602口
1口当たり純資産額(/)	0.7118円

参考情報

< P C A アジア・ソブリン・オープン マザーファンド >

純資産額計算書

(平成22年10月29日現在)

資産総額	16,826,521,050円
負債総額	291,669,071円
純資産総額(-)	16,534,851,979円
発行済口数	15,675,047,945口
1口当たり純資産額(/)	1.0549円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当するものではありません。

2. 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

3. 譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。

4. 受益権の譲渡の方法

(1) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(2) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5. 受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとし、

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

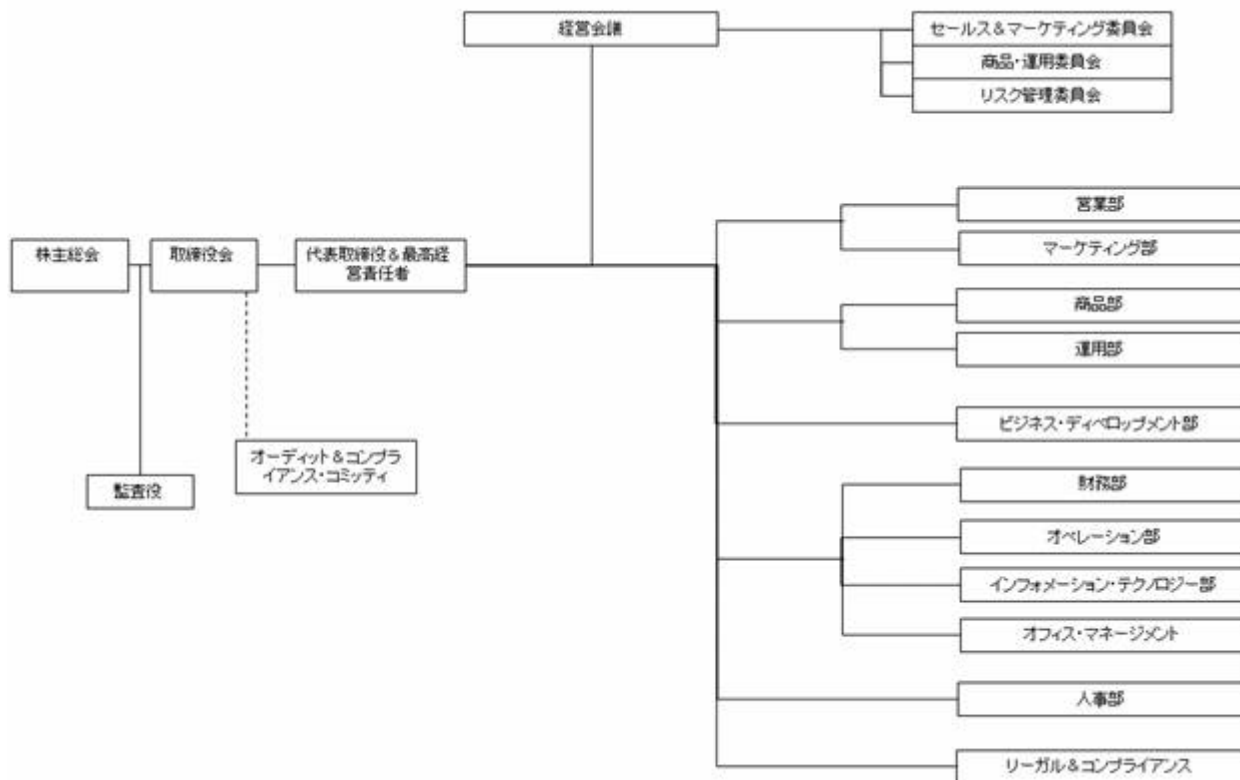
第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等（平成22年10月末日現在）

資本金の額	649.5百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式総数	23,060株

(2) 委託会社の機構（平成22年10月末日現在）



・会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役全員をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。ただし、この選任については累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了のときまでとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上、また、副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長は、取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。取締役会の招集通知は少なくとも7日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、取締役および監査役的全員の同意をもって、期間を短縮、または省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、経営会議の上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・運用体制

委託会社では、株式・債券などの有価証券に投資する以上、その証券が持つ本源的価値以上の価格で取引されている有価証券に投資するべきでないとの運用哲学のもと、運用を行っております。

委託会社における意思決定プロセスは、まず商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、商品・運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判

断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

運用部から独立したリーガル&コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守等のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めております。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成22年10月末日現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
公募投資信託（追加型株式投資信託）	18	443,984 百万円
私募投資信託	7	294,328 百万円
合計	25	738,312 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第10事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第11事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）および第11期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

なお、従来から委託会社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって、有限責任 あずさ監査法人となりました。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第10期 (平成21年3月31日)	第11期 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,978,802	2,235,021
前払費用	28,544	26,853
未収委託者報酬	565,447	853,769
未収入金	9,278	8,388
有価証券	24,996	-
繰延税金資産	30,174	71,898
未収消費税等	23,200	-
その他	33	-
流動資産合計	2,660,478	3,195,930
固定資産		
有形固定資産		
1	1	
建物	42,380	-
器具備品	40,044	16,141
リース資産	23,397	23,994
有形固定資産合計	105,823	40,135
無形固定資産		
2	2	
ソフトウェア	2,891	1,221
電話加入権	288	288
無形固定資産合計	3,179	1,509
投資その他の資産		
投資有価証券	644	-
長期差入保証金	121,802	190,111
繰延税金資産	35,844	48,991
その他	17,800	17,800
投資その他の資産合計	176,090	256,902
固定資産合計	285,093	298,547
資産合計	2,945,571	3,494,477

（単位：千円）

	第10期 （平成21年3月31日）	第11期 （平成22年3月31日）
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	453,085	620,168
関係会社未払金	9,333	4,049
その他未払金	11,433	31,149
未払費用	48,175	86,249
未払法人税等	129,072	240,651
預り金	37,599	50,557
賞与引当金	39,553	135,197
未払消費税等	-	14,748
リース債務	6,983	7,700
流動負債合計	735,236	1,190,471
固定負債		
退職給付引当金	93,543	122,310
リース債務	16,414	16,672
固定負債合計	109,957	138,982
負債合計	845,193	1,329,454
純資産の部		
株主資本		
資本金	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金	616,875	616,875
資本剰余金合計	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	834,214	898,648
利益剰余金合計	834,214	898,648
株主資本合計	2,100,589	2,165,023
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	210	-
評価・換算差額等合計	210	-
純資産合計	2,100,378	2,165,023
負債・純資産合計	2,945,571	3,494,477

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第10期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第11期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	7,844,562	7,035,335
営業収益合計	7,844,562	7,035,335
営業費用		
支払手数料	3,761,959	3,287,539
広告宣伝費	314,288	219,538
調査費	186,729	185,355
委託調査費	1,060,350	949,843
委託計算費	49,546	49,885
通信費	7,356	8,723
諸会費	7,510	6,867
営業費用合計	5,387,741	4,707,753
一般管理費		
役員報酬	87,455	144,064
給料・手当	539,530	536,347
賞与	9,202	172,599
交際費	11,802	13,157
旅費交通費	37,578	33,751
租税公課	14,693	15,012
不動産賃借料	110,796	130,157
退職給付費用	33,697	81,242
固定資産減価償却費	19,514	82,873
採用費	21,234	3,423
専門家報酬	16,966	18,414
業務委託費	24,977	23,949
諸経費	35,965	37,293
一般管理費合計	963,415	1,292,288
営業利益	1,493,405	1,035,293
営業外収益		
受取利息	1,790	281
受取配当金	825	527
為替差益	-	11,785
雑収入	2,659	-
営業外収益合計	5,274	12,594
営業外費用		
為替差損	30,910	-
雑損失	-	8,625
営業外費用合計	30,910	8,625

(単位：千円)

	第10期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第11期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
経常利益	1,467,770	1,039,263
特別損失		
固定資産除却損	233	1,324
事務所移転費	-	30,697
特別損失合計	233	32,022
税引前当期純利益	1,467,537	1,007,241
法人税、住民税及び事業税	580,007	497,823
法人税等調整額	69,104	55,016
法人税等合計	649,112	442,807
当期純利益	818,424	564,433

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第10期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第11期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	649,500	649,500
当期末残高	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	616,875	616,875
当期末残高	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	765,789	834,214
当期変動額		
剰余金の配当	750,000	500,000
当期純利益	818,424	564,433
当期変動額合計	68,424	64,433
当期末残高	834,214	898,648
株主資本合計		
前期末残高	2,032,164	2,100,589
当期変動額		
剰余金の配当	750,000	500,000
当期純利益	818,424	564,433
当期変動額合計	68,424	64,433
当期末残高	2,100,589	2,165,023
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	98	210
当期変動額		
株主資本以外の項目の期中 の変動額（純額）	111	210
当期変動額合計	111	210
当期末残高	210	-
純資産合計		
前期末残高	2,032,065	2,100,378
当期変動額		
剰余金の配当	750,000	500,000
当期純利益	818,424	564,433
株主資本以外の項目の期中 の変動額（純額）	111	210
当期変動額合計	68,313	64,644
当期末残高	2,100,378	2,165,023

重要な会計方針

期別 項目	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第11期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 満期保有目的債券 償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）を採用しております。 なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 満期保有目的債券 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 平成19年3月31日以前に取得したものの 旧定額法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 器具備品 3年～6年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>

期別 項目	第10期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第11期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
3 . 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当期の計上額はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p>
4 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。	消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

<p style="text-align: center;">第10期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）</p>	<p style="text-align: center;">第11期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）</p>
<p>（リース取引に関する会計基準等） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前事業年度末における未経過リース料期末残高相当額（支払利子込み法により算定）を取得原価とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上する方法によっております。</p> <p>これによる、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>	

表示方法の変更

第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第11期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(損益計算書)</p> <p>1. 前事業年度までは、目論見書及び運用報告書の発行費用を「受益証券発行費」、営業用資料の発行費用を「印刷費」として表示しておりましたが、当事業年度より「広告宣伝費」に合算して計上しております。なお、当事業年度の「広告宣伝費」に含まれている目論見書及び運用報告書の発行費用は49,730千円、営業用資料の発行費用は58,167千円であります。</p> <p>2. 前事業年度までは一括表示しておりました「業務委託費」を、当事業年度より「業務委託費」「採用費」「専門家報酬」に区分して表示しております。なお、当該区分による前事業年度における金額は、「業務委託費」は21,080千円、「採用費」は50,993千円、「専門家報酬」は21,457千円であります。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

第10期 (平成21年3月31日現在)	第11期 (平成22年3月31日現在)														
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table data-bbox="223 1187 606 1288"> <tr> <td>建物</td> <td>14,509千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>53,216千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>5,510千円</td> </tr> </table> <p>2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table data-bbox="223 1433 606 1467"> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>60,223千円</td> </tr> </table>	建物	14,509千円	器具備品	53,216千円	リース資産	5,510千円	ソフトウェア	60,223千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table data-bbox="861 1187 1244 1254"> <tr> <td>器具備品</td> <td>17,191千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>8,597千円</td> </tr> </table> <p>2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table data-bbox="861 1433 1244 1467"> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>1,145千円</td> </tr> </table>	器具備品	17,191千円	リース資産	8,597千円	ソフトウェア	1,145千円
建物	14,509千円														
器具備品	53,216千円														
リース資産	5,510千円														
ソフトウェア	60,223千円														
器具備品	17,191千円														
リース資産	8,597千円														
ソフトウェア	1,145千円														

(株主資本等変動計算書関係)

第10期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の 原資	1株当 たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年12月11日 臨時株主総会	普通 株式	750	利益 剰余金	32,523	平成20年3月31日	平成20年12月12日

第11期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株 式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の 原資	1株当 たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通 株式	500	利益 剰余金	21,682	平成21年3月31日	平成21年6月24日

（リース取引関係）

第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第11期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)												
<p>1. ファイナンスリース取引 所有権移転外ファイナンスリース取引 リース資産の内容 有形固定資産 主として、コピー機（器具備品）であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">108,083千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">9,006千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">117,090千円</td> </tr> </table>	1年内	108,083千円	1年超	9,006千円	合計	117,090千円	<p>1. ファイナンスリース取引 所有権移転外ファイナンスリース取引 リース資産の内容 有形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">61,693千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">173,513千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">235,206千円</td> </tr> </table>	1年内	61,693千円	1年超	173,513千円	合計	235,206千円
1年内	108,083千円												
1年超	9,006千円												
合計	117,090千円												
1年内	61,693千円												
1年超	173,513千円												
合計	235,206千円												

（金融商品関係）

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

金融商品の内容およびリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

また、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時価(*)	差額
現金及び預金	2,235,021	2,235,021	-
未収委託者報酬	853,769	853,769	-
長期差入保証金	190,111	190,111	-
未払金	(655,366)	(655,366)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

（有価証券関係）

第10期（平成21年3月31日現在）

1．満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	24,996	25,035	38
合計		24,996	25,035	38

2．満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内（千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超（千円）
国債	24,996	-	-	-
合計	24,996	-	-	-

3．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,000	644	356
合計		1,000	644	356

第11期（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

(単位:千円)

第10期 (平成21年3月31日)	第11期 (平成22年3月31日)																																																				
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">16,094</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">34,746</td> </tr> <tr> <td>未払費用否認額</td> <td style="text-align: right;">4,610</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">9,469</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">144</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">953</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">66,018</td> </tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.06%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久差異</td> <td style="text-align: right;">2.36%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1.03%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">44.15%</td> </tr> </table>	賞与引当金損金算入限度超過額	16,094	退職給付引当金損金算入限度超過額	34,746	未払費用否認額	4,610	未払事業税	9,469	その他有価証券評価差額金	144	その他	953	繰延税金資産合計	66,018	法定実効税率	40.69%	(調整)		住民税均等割	0.06%	交際費等永久差異	2.36%	その他	1.03%	税効果会計適用後の法人税の負担率	44.15%	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">55,012</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">47,557</td> </tr> <tr> <td>未払費用否認額</td> <td style="text-align: right;">4,357</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">8,255</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">5,709</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">120,890</td> </tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.23%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久差異</td> <td style="text-align: right;">0.53%</td> </tr> <tr> <td>役員給与永久差異</td> <td style="text-align: right;">2.50%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.01%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43.96%</td> </tr> </table>	賞与引当金損金算入限度超過額	55,012	退職給付引当金損金算入限度超過額	47,557	未払費用否認額	4,357	未払事業税	8,255	その他	5,709	繰延税金資産合計	120,890	法定実効税率	40.69%	(調整)		住民税均等割	0.23%	交際費等永久差異	0.53%	役員給与永久差異	2.50%	その他	0.01%	税効果会計適用後の法人税の負担率	43.96%
賞与引当金損金算入限度超過額	16,094																																																				
退職給付引当金損金算入限度超過額	34,746																																																				
未払費用否認額	4,610																																																				
未払事業税	9,469																																																				
その他有価証券評価差額金	144																																																				
その他	953																																																				
繰延税金資産合計	66,018																																																				
法定実効税率	40.69%																																																				
(調整)																																																					
住民税均等割	0.06%																																																				
交際費等永久差異	2.36%																																																				
その他	1.03%																																																				
税効果会計適用後の法人税の負担率	44.15%																																																				
賞与引当金損金算入限度超過額	55,012																																																				
退職給付引当金損金算入限度超過額	47,557																																																				
未払費用否認額	4,357																																																				
未払事業税	8,255																																																				
その他	5,709																																																				
繰延税金資産合計	120,890																																																				
法定実効税率	40.69%																																																				
(調整)																																																					
住民税均等割	0.23%																																																				
交際費等永久差異	0.53%																																																				
役員給与永久差異	2.50%																																																				
その他	0.01%																																																				
税効果会計適用後の法人税の負担率	43.96%																																																				

(持分法損益等)

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第10期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1．関連当事者との取引

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社をもつ会社	ビービーエムアメリカ	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資運用業	なし	調査業務の委託役員の兼任なし	委託調査費の支払(注)	734,386	未払手数料	139,228
同一の親会社をもつ会社	M&Gインベストメント・マネージメント・リミテッド	英国 ロンドン市	9.4百万 英ポンド	投資運用業	なし	調査業務の委託役員の兼任なし	委託調査費の支払(注)	17,206	未払手数料	2,468
同一の親会社をもつ会社	ブルーデンシャル・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド	シンガ ポール	1百万 シンガポ ールドル	投資運用業	なし	調査業務の委託役員の兼任なし	委託調査費の支払(注)	306,239	未払手数料	21,792
同一の親会社をもつ会社	ブルーデンシャル・ファンド・マネージメント・サービス・プライベート・リミテッド	シンガ ポール	10百万 シンガポ ールドル	その他 サービス 業	なし	システム情報関係契約役員の兼任なし	情報関連費の支払	36,616	関係会社未払金	9,334
同一の親会社をもつ会社	ブルーデンシャル・アセット・マネジメント(ホンコン)リミテッド	香港	5百万 香港ドル	投資運用業	なし	調査業務の委託役員の兼任なし	委託調査費の支払(注)	669	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されています。

2．親会社に関する注記

ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド(非上場)

第11期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1．関連当事者との取引

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社をもつ会社	ピーピーエムアメリカ	米国イリノイ州	1千米ドル	投資運用業	なし	調査業務の委託役員の兼任なし	委託調査費の支払(注1)	542,801	未払手数料	140,715
同一の親会社をもつ会社	M&Gインベストメント・マネジメント・リミテッド	英国ロンドン市	9.4百万英ポンド	投資運用業	なし	調査業務の委託役員の兼任なし	委託調査費の支払(注1)	16,733	未払手数料	9,511
同一の親会社をもつ会社	ブルーデンシャル・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド	シンガポール	1百万シンガポールドル	投資運用業 その他サービス業	なし	調査業務の委託システム情報関係契約役員の兼任なし	委託調査費の支払(注1)	390,308	未払手数料	39,426
							情報関連費の支払	8,455	関係会社未払金	4,049
同一の親会社をもつ会社	ブルーデンシャル・ファンド・マネジメント・サービス・プライベート・リミテッド	シンガポール	10百万シンガポールドル	その他サービス業	なし	システム情報関係契約役員の兼任なし	情報関連費の支払	11,935	未払手数料	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されています。

(注2) ブルーデンシャル・ファンド・マネジメント・サービス・プライベート・リミテッドは、2010年1月1日付で兄弟会社であるブルーデンシャル・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッドに吸収合併されております。

2．親会社に関する注記

ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド(非上場)

(1 株当たり情報)

第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		第11期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	91,083円19銭	1株当たり純資産額	93,886円52銭
1株当たり当期純利益	35,491円10銭	1株当たり当期純利益	24,476円75銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりです。

	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第11期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
当期純利益(千円)	818,424	564,433
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益(千円)	818,424	564,433
普通株式の期中平均株式数(株)	23,060	23,060

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表
(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		1,825,487
前払費用		46,682
未収委託者報酬		1,544,838
未収入金		9,468
繰延税金資産		118,081
その他		845
流動資産計		3,545,404
固定資産		
有形固定資産		
建物		105,214
器具備品		37,805
リース資産		22,975
有形固定資産計	1	165,994
無形固定資産		
ソフトウェア		1,784
電話加入権		288
無形固定資産計	2	2,072
投資その他の資産		
長期差入保証金		102,608
繰延税金資産		42,699
その他		19,514
投資その他の資産計		164,822
固定資産計		332,889
資産合計		3,878,294
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		1,067,896
関係会社未払金		23,001
その他未払金		23,693
未払費用		72,098
預り金		48
未払法人税等		295,804
賞与引当金		218,976
リース債務		7,645
未払消費税等	3	23,053
流動負債計		1,732,218
固定負債		
退職給付引当金		104,939
リース債務		15,945
固定負債計		120,885
負債合計		1,853,103
純資産の部		
株主資本		
資本金		649,500
資本剰余金		
資本準備金		616,875
資本剰余金計		616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		758,815
利益剰余金計		758,815
株主資本計		2,025,190
純資産合計		2,025,190

負債・純資産合計

3,878,294

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間	
	(自 平成22年 4月 1日	
	至 平成22年 9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		3,772,189
営業収益計		3,772,189
営業費用		2,583,505
一般管理費	1	589,964
営業利益		598,719
営業外収益		
受取利息		91
受取配当金		480
為替差益		15,263
雑収入		1,774
営業外収益計		17,611
営業外費用		
雑損失		4,155
営業外費用計		4,155
経常利益		612,176
特別損失		
固定資産除却損		37
事務所移転費		9,840
特別損失計		9,878
税引前中間純利益		602,297
法人税、住民税及び事業税		282,021
法人税等調整額		39,891
法人税等合計		242,130
中間純利益		360,167

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		649,500
当中間期末残高		649,500
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		616,875
当中間期末残高		616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		898,648
当中間期変動額		
剰余金の配当		500,000
中間純利益		360,167
当中間期変動額合計		139,832
当中間期末残高		758,815
株主資本合計		
前期末残高		2,165,023
当中間期変動額		
剰余金の配当		500,000
中間純利益		360,167
当中間期変動額合計		139,832
当中間期末残高		2,025,190
純資産合計		
前期末残高		2,165,023
当中間期変動額		
剰余金の配当		500,000
中間純利益		360,167
当中間期変動額合計		139,832
当中間期末残高		2,025,190

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

期 別 項 目	当中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産（リース資産を除く） 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定額法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物 10年～18年 器具備品 3年～8年</p> <p>(2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間期の計上額はありません。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間期負担額を計上しております。</p> <p>(3)退職給付引当金 従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程に基づく当中間期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。</p>
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1)消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これによる、営業利益、経常利益、税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)	
1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物 3,341 千円 器具備品 20,731 千円 リース資産 9,767 千円
2	無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 1,353 千円
3	消費税等の取り扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日	
1	減価償却実施額 有形固定資産 10,667 千円 無形固定資産 207 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	500	21,682	平成22年3月31日	平成22年6月24日

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1．ファイナンス・リース取引

(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容
有形固定資産

主として、コピー機(器具備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項「2．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおり
であります。

2．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	92,540千円
1年超	127,243千円
合計	219,783千円

(金融商品関係)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

金融商品の内容およびリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

また、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
現金及び預金	1,825,487	1,825,487	-
未収委託者報酬	1,544,838	1,544,838	-
長期差入保証金	102,608	102,608	-
未払金	(1,114,591)	(1,114,591)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項 目	当中間会計期間
	自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日
1株当たり純資産額	87,822円67銭
1株当たり中間純利益金額	15,618円71銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当中間会計期間	
	自 平成22年4月 1日	至 平成22年9月30日
中間純利益	360,167	千円
普通株主に帰属しない金額	-	千円
普通株式に係る中間純利益	360,167	千円
期中平均株式数	23,060	株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りに当たり、使用見込期間は入居時から10年間を採用しております。

当中間会計期間において、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は、3,576千円であります。

また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外にはありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当社の報告セグメントは、「金融商品取引業」という単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

関連情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬
外部顧客への売上高	3,772,189

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（追加情報）

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

第10期および第11期の財務諸表に対する注記事項（関連当事者情報）に記載されている関連当事者および親会社に関して以下に記載した情報は監査対象外であります。

ブルーデンシャル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド、ブルーデンシャル・ファンド・マネジメント・サービス・プライベート・リミテッド、ブルーデンシャル・アセット・マネジメント（ホンコン）リミテッドおよびブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッドは、世界有数の金融サービスグループを展開する英国ブルーデンシャル社（以下「最終親会社」）の間接子会社です。最終親会社は160年以上の歴史を有し、イギリス、米国、アジアをはじめとした世界各国で業務を展開しています。資産運用事業はアジアでは10のマーケットに及び、最終親会社の運用資産は2010年6月30日現在約3,090億ポンド（約41兆円、1ポンド = 133.07円）に上ります。なお、最終親会社および上記グループ会社は、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社とはなんら関係がありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を損ねるため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 住友信託銀行株式会社
 資本金の額 342,037百万円（平成22年9月末日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

再信託受託会社

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額 51,000百万円（平成22年9月末日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 （平成22年9月末日現在）	事業の内容
SMBCフレンド証券株式会社	27,270百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 SBI 証券	47,937百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円	
日産センチュリー証券株式会社	1,500百万円	
フィデリティ証券株式会社	5,207百万円*	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
リテラ・クリア証券株式会社	3,794百万円	

楽天銀行株式会社	23,485百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
スタンダードチャータード銀行	1,064,505百万円	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	
株式会社広島銀行	54,573百万円	
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド(香港上海銀行)	22,493百万香港ドル、 12,533百万米ドル	

* 平成22年11月25日現在

(3) 投資顧問会社

名称 プルーデンシャル・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド(Prudential Asset Management (Singapore) Limited)(以下「PAMS」)(注)

資本金の額 1百万シンガポールドル(平成22年3月末日現在)

事業の内容 シンガポールにおいて、内外の有価証券等にかかる投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(注) PAMSは、英国で設立されたブルーデンシャル社(以下「最終親会社」)の间接子会社です。最終親会社は160年以上の歴史を有し、イギリス、米国、アジアをはじめとした世界各国で業務を展開しています。資産運用事業はアジアでは10のマーケットに及び、最終親会社の運用資産は2010年6月30日現在約3,090億ポンド(約41兆円、1ポンド=133.07円)に上ります。最終親会社およびPAMSは、主に米国で事業を展開しているブルーデンシャル・ファイナンシャル社とはなんら関係がありません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

(2) 販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社より、マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部につき委託を受けて投資判断・発注等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

委託会社とマザーファンドの運用委託先である投資顧問会社との間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類のうち、当特定期間において提出したものは以下の通りです。

平成22年6月28日	臨時報告書
平成22年7月15日	有価証券報告書
平成22年7月15日	有価証券届出書
平成22年9月28日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成22年6月18日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているP C A アジア・ソブリン・オープンの平成21年10月21日から平成22年4月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、P C A アジア・ソブリン・オープンの平成22年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- () 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

ピーシーイー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員

公認会計士 平 栗 郁 郎

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピーシーイー・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピーシーイー・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年12月8日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているP C A アジア・ソブリン・オープンの平成22年4月21日から平成22年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、P C A アジア・ソブリン・オープンの平成22年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2.財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月22日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平栗 郁郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月17日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平栗 郁郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)